

第4章 環境ビジネスの振興

第1節 環境ビジネスに対する支援

第1 融資制度による支援（地域産業課）

県では、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進することを目的に、奈良県地域産業振興センターにおいて小規模企業者等を対象に融資を実施した。

（表4-4-1 参照）

表4-4-1 融資制度の概要

（公財）奈良県地域産業振興センターの融資制度の概要

制度名 条件	設備貸与事業		設備資金貸付事業
	割 賦	リ ー ス	資 金 貸 付
貸付率	100%		1/2以内
対象企業	小規模企業者または創業者（一部対象外業種あり）		
	常用従業員 製造業 } 20人以下 建設業 } 運送業 } 卸売業 } 5人以下 小売業 } サービス業 }		
利用限度額	一般企業 創業1～5年 創業1年未満	100万円以上～8000万円以下	50万円以上～4000万円以下 50万円以上～6000万円以下 25万円以上～4000万円以下
償還期間	7年以内（半年据置） （公害防止施設：12年以内）	3・4・5・6・7年 （設備の法定耐用年数による）	7年以内（1年据置） （公害防止施設：12年以内）
利率	年利率 年2.00% （残額に対して後払い の方式）	〔リース期間〕〔リース料率〕 3年 2.958% 4年 2.264% 5年 1.841% 6年 1.564% 7年 1.365%	無 利 子
返済方法	原則として半年賦	毎月均等払い	原則として半年賦
	原則として口座引落による返済		
保証金	設備価格の10% （割賦契約時）	必要なし	必要なし

制度名 条件	設備貸与事業		設備資金貸付事業
	割 賦	リ ー ス	資 金 貸 付
連帯保証人	個人企業…原則として不要 法人企業…原則として代表者のみ (所得要件等があります) (代表権者が複数の場合、全員に連帯保証人になっていただきます。)		個人企業…申込企業外から1名(場合により2名) 法人企業…代表者と申込企業外から1名 (場合により2名) (所得要件等があります)
不動産担保	場 合 に よ り 必 要		
申 込 場 所	(公財)奈良県地域産業振興センター、商工会議所、商工会、商工組合、協同組合等		

第2 産廃税を活用した支援 (廃棄物対策課)

県では産業廃棄物税を活用して、県内事業者が排出抑制、減量化、リサイクル等を行うための技術開発および循環資源を使った製品開発、排出抑制・減量化・リサイクルに係る設備機器の整備などを行う経費の一部を助成している。

第2節 環境低負荷製品等の市場拡大

第1 グリーン購入の推進 (環境政策課)

製品やサービスの購入にあたって、必要性を十分に考慮し、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入する「グリーン購入」は、供給する側の企業にも環境負荷の少ない製品等の開発や環境を考えた経営を促すことになり、循環型社会づくりに重要な役割を担っている。

県では、自らが環境配慮商品等を優先的に購入するため、「奈良県庁グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮商品の購入を推進する重点品目や調達目標などを定めて県の全ての機関で計画的に取り組んでいる。25年度の取組実績は下表のとおりである。

表4-4-2 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づく環境物品等の調達実績 (平成25年度)

分 野	品目数	調達目標 (%)	調達実績 (%)
①紙類	7	100	97.7
②納入印刷物	1	100	93.8
③文具類	83	100	93.7
④オフィス家具等	10	100	100

⑤ O A 機器	19	100	99.6
⑥ 携帯電話	2	100	95.8
⑦ 家電製品	6	100	95.7
⑧ エアコンディショナー等	3	100	95.8
⑨ 温水器等	4	100	100
⑩ 照明	5	100	80.7
⑪ 自動車等	5	100	96.4
⑫ 消火器	1	100	99.1
⑬ 制服・作業服	3	100	97.9
⑭ インテリア・寝装寝具	10	100	100
⑮ 作業用手袋	1	100	71.2
⑯ その他繊維製品	7	100	97.0
⑰ 設備	6	100	100
⑱ 防災備蓄用品	10	100	98.2
⑲ 役務	16	100	84.6

第2 環境にやさしい買い物キャンペーン (環境政策課)

事業者の協力により、環境に配慮した商品・サービスの普及を図り、消費者の環境に配慮したライフスタイルの実践を促すことを目的として、奈良県環境県民フォーラムと共同で毎年10月の3R推進月間にあわせて実施している。

25年度は、イオン登美ヶ丘店にて「マイバッグキャンペーン」を実施し、マイバッグの配布と持参を呼びかけた。



図 4-4-1 キャンペーン啓発ポップ

第 5 部

地球環境保全への取組の推進

第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節 地球温暖化対策の総合的な推進

第1 地球温暖化の現状（環境政策課）

温室効果ガスの削減割り当てを定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効され、日本は2008年～2012年の間に1990年（基準年）比6%の温室効果ガス削減が義務づけられた。このため、国では平成17年4月、我が国の削減目標を達成するために必要な対策を定めた「京都議定書目標達成計画」を策定し、取り組みを進めてきた。

我が国における京都議定書第一約束期間中の5カ年平均の総排出量は、12億7,800万トンであり、基準年度比で1.4%の増加となった。これは、2008年度後半の金融危機の影響に伴い2009年度にかけて総排出量が減少したものの、2010年度以降、景気回復及び東日本大震災を契機とした火力発電の増加により3年連続で総排出量が増加したことによる。

一方、第一約束期間の目標達成に向けて算入可能な吸収量は、年平均55万haの間伐等の実施により、5カ年平均で4,870万トン（森林吸収源対策による吸収量4,770万トン、都市緑化等による吸収量100万トン）、基準年総排出量の3.9%相当（うち森林吸収源対策による吸収量は3.8%相当）となり、目標としていた吸収量を確保した。

この結果、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均では基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成したこととなる。

平成24年度の全国の温室効果ガス排出量は13億4,300万トン（基準年比6.5%増）となっており、我々の経済生活に起因するエネルギー起源の二酸化炭素排出量も、家庭部門や業務部門の増加により基準年比約14.0%増となっている。本県の平成24年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は基準年比約23.4%増の602.7万トンとなっている。

第2 ストップ温暖化県民運動の展開（環境政策課）

県では、家庭における温暖化防止の取組をすすめるため「エコな～ら大作戦」（私もできるストップ温暖化）のリーフレットを作成し、県民運動の普及を図っている。

第3 県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員（環境政策課）

都道府県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法に基づき都道府県に一団体に限り知事によって指定されるもので、主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などである。また、地球温暖化防止活動推進員は同法に基づき、地域での地球温暖化防止活動の普及促進を図るため知事が委嘱する。

本県では、地球温暖化防止活動推進員の養成を図るため、平成12年度に「奈良県ストップ温暖化推進員」制度を創設し、養成講座修了者をこの推進員に委嘱している。

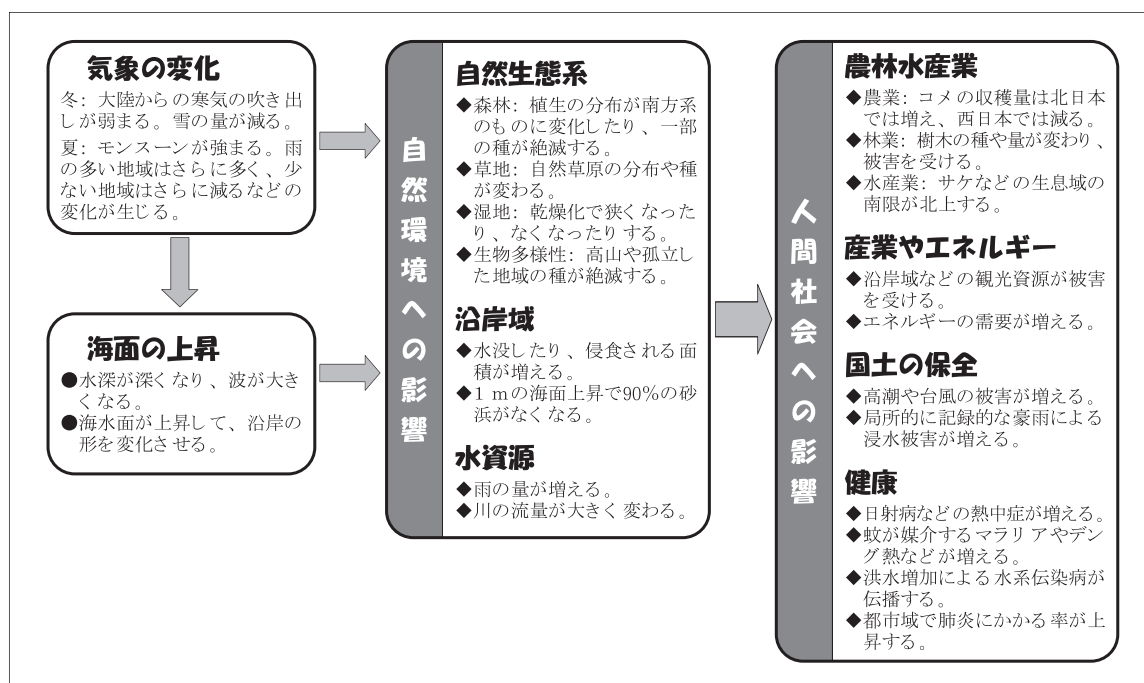
推進員は、ボランティアとして、「県民への温暖化防止に関する助言、情報提供」「市民講座の企画・運営」「県主催の環境行事への協力」などの活動を行っている。平成26年3月末現在、ストップ温暖化推進員は173名が委嘱されている。

県では、平成18年3月3日に「特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会」を奈良県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した。「奈良ストップ温暖化の会」は上述のストップ温暖化推進員が中心となって組織され活発に活動しているもので、全国で初めて推進員が組織するNPO団体を指定したところである。

<コラム> 地球温暖化の影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書（2013年）によると、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃程度上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温である、とされています。気候系が影響を受けることにより、降水パターンが変わり、洪水や干ばつが従来とは異なる地域や頻度で発生したり、海水温の上昇に伴い、台風など熱帯低気圧の最大風速や降雨強度が増したり、気温上昇によって熱波に見舞われたりといった異常気象が頻発する可能性が高まります。気候の変化についていけなくなった動植物の中には絶滅するものも出てきます。このような気象や生態系への影響だけではなく、地球温暖化は下記のように私たちの健康や食糧、社会基盤にも深刻な影響を与えることになります。

温暖化の影響の全体像（日本の場合）



第2節 二酸化炭素排出抑制対策の推進

第1 温暖化防止に向けた県の率先行動（環境政策課）

(1) 奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）

県では、地球温暖化防止に向け、率先した取り組みを進めていくため、平成25年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）」を策定し、県の全ての機関で事務・事業に係る温室効果ガスの削減に取り組んでいる。計画の概要は以下のとおりである。

奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）の概要

1 温室効果ガス削減目標（基準年度：平成22年度）

- ・削減対象排出量 年間 22,130 トン
- ・削減率（削減量） 6.5%（年間削減量 1,439トン）
- 平成27年度目標排出量 20,691 トン

2 個別目標

直接影響 削減対象所属（県立病院・上下水道事業以外）

- 電気使用量 8%削減
- 公用車燃料使用量 6%削減
- その他燃料使用量 2%削減
- 県立病院 エネルギー消費原単位
- 上下水道事業 年平均1%以上削減
（省エネ法に準拠する）

間接影響（全ての削減対象所属）

- 水使用量 増加させない（庁舎等）
- 用紙使用量 5%削減（コピー用紙、重量比）
- 廃棄物排出量 増加させない（ごみ）

3 対象範囲：

知事部局、水道局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局
（出先機関を含む）

対象の事務事業：県自らが実施する事務・事業及び職員等が行う活動
（外部への委託等により実施する事務・事業は対象外）

4 計画期間：平成25年度から平成27年度までの3か年

5 主な取り組み例

- ・昼休みは原則として消灯
- ・冷房時28℃、暖房時19℃を目安とした、適切な温度管理の徹底
- ・両面印刷、ミスコピーの裏面使用の徹底
- ・エコドライブの徹底や洗車等における節水の励行
- ・エコマークなどの環境マークがついている環境負荷の少ない製品の購入
- ・ゴミ分別の徹底と資源化

6 推進体制、方法

- ・推進体制は、以下の通り、組織体制により活動していく。

環境活動責任者……環境活動推進員……環境活動副推進員……一般職員
（各部局長等） （所属長） （課長補佐等）

- ・また、奈良県庁環境マネジメントシステムの考え方に基づく、「PDCAサイクル」による継続的改善を図る。

なお、25年度の実績は、温室効果ガスの排出量が対前年度比0.08%の微増、基準年度（平成22年度）に比べて7.7%削減（排出量 20,422トン）となった。

表 5-1-1 平成 25 年度奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組結果について

1 温室効果ガス（CO₂換算）排出量について(kg)

基準年度実績 (H22年度)	22,129,696	削減比率
H25年度排出量(b)	20,421,523	
基準年度比較	-1,708,173	-7.7%

※上下水道事業、警察(車両燃料)、県立病院を除いた所属分

温室効果ガス排出量の内訳(kg)

	22年度排出量	25年度排出量	増減率
電気使用量	16,441,479	15,308,039	-6.9%
公用車燃料	1,049,478	1,033,998	-1.5%
庁舎燃料等	4,081,854	3,596,959	-11.9%
その他(廃棄物等)	556,885	482,526	-13.4%

2 個別項目別の使用量・排出量について

項目		削減目標	基準年度実績 (H22年度)	H25年度実績	基準年度比較	評価	
直接 影響	電気使用量(kwh)	Δ8%	52,866,493	49,221,991	-6.9%	B	
	(CO ₂ 換算量)		16,441,479	15,308,039	-6.9%		
	公用車燃料 使用量	ガソリン(L)	Δ6%	347,275	344,857	-0.7%	B
		軽油(L)		94,496	90,671	-4.0%	
		(CO ₂ 換算量)		1,049,478	1,033,998	-1.5%	
	庁舎燃料等 使用量	A重油(L)	Δ2%	484,695	352,024	-27.4%	A
		都市ガス(m ³)		675,145	636,395	-5.7%	
LPG(kg)		68,580		73,303	6.9%		
灯油(L)		419,167		402,099	-4.1%		
	(CO ₂ 換算量)		4,081,854	3,596,959	-11.9%		
間接 影響	その他(廃棄物、家畜等)CO ₂ 排出量		556,885	482,526	-13.4%	-	
	水使用量(m ³)	±0%	805,926	610,307	-24.3%	A	
	コピー用紙使用量(kg)	Δ5%	396,502	389,009	-1.9%	B	
	廃棄物排出量(kg)	±0%	1,421,451	1,182,259	-16.8%	A	
温室効果ガス総排出量(kg)		Δ6.5%	22,129,696	20,421,523	-7.7%	A	

※上下水道事業、警察(車両燃料)、県立病院については省エネ法に準拠し、エネルギー消費原単位で年平均1%以上の削減を目標としている。

※評価・H25年度の状況を、削減目標値との比較などによって、以下のとおり3段階で評価

A：目標を達成している。

B：基準年度より減少しているものの、計画目標を達成していない。

C：基準年度より増加し、計画目標を達成していない。

(2) 環境対応車両の導入

県では、地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素排出抑制及び化石燃料の消費抑制を図るため、環境負荷の高い長期使用した公用車を環境対応車両（ハイブリッド車）へ更新しており、平成25年度では78台のハイブリッド車を保有している。

第2 地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進（環境政策課）

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るためには、地域住民・団体、事業者、NPO、行政等の幅広い連携・協働により取り組みを進めていくことが重要であるため、県では、地球温暖化対策推進法第26条に基づく地球温暖化防止対策地域協議会の設置を進めている。平成22年10月26日に5つめの地域協議会として「エコライフかしはら」が、平成24年10月22日に本県6つめの地域協議会として斑鳩町地球温暖化防止地域協議会「エコるが」が設置され、地域ぐるみで行う地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進することなどを目的に活動している。

第3 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進（環境政策課・道路環境課）

(1) 奈良県エコキャラクター

県では、19年度にストップ温暖化県民運動を広めるシンボルとして、二酸化炭素排出量の県独自単位「な～ら」にちなんだ、親しみやすいキャラクターを募集した。全国から750点の応募があり、ストップ温暖化県民会議家庭部会で審査の結果、下図の作品を選定し愛称を「な～らちゃん」と決定した。

このキャラクターについては、19年度に作成したリーフレット「エコな～ら大作戦」や啓発パネル、レジ袋削減のためのマイバッグなど幅広く活用し、県民運動の盛り上げを図っている。



図5-1-2
奈良県エコキャラクター「な～らちゃん」

(2) まほろばエコオフィス宣言

オフィスにおける地球温暖化対策を推進するために、環境配慮行動に率先して取り組むことを宣言する県内のオフィス（事業所）を募集し、登録している。

○エコオフィス宣言の取り組み（例）

- ・ 適正冷房（28℃）と軽装勤務
- ・ 節電、節水の励行
- ・ 省エネ、新エネ設備の導入
- ・ 自動車のアイドリングストップ

○宣言事業所数（事業所名と取り組みはホームページで公表）

299事業所（平成26年3月31日現在）



図 5-1-3
エコオフィス宣言ポスター

(3) CO₂削減アドバイザー派遣制度

県内の事業所の温暖化対策や二酸化炭素排出削減の取組を支援するため、環境保全に関する知識やコンサルティング経験が豊富な環境カウンセラー（環境省登録）を派遣する制度を平成 20 年 5 月に創設した。事業所から排出される温室効果ガスの排出量を算定し、事業所などでのアクションプランを活用した二酸化炭素削減計画や目標設定、省エネ法規の研修会などを行い、省エネやコスト削減にもつながる支援事業として実施している。平成 25 年度は、4 事業所に対して派遣を行った。

(4) ストップ温暖化県民運動パネル展

地球温暖化について県民に周知し、エコライフを実践してもらうきっかけとするため、地球温暖化の仕組みや日常生活における温暖化防止の取り組み等を説明したパネル展を開催している。

表 5-1-2 平成 25 年度ストップ温暖化県民運動パネル展開催状況

開催期間	開催場所
5月7日（火）～10日（金）	奈良県庁 1階 県民ホール（奈良市）
12月9日（月）～13日（金）	奈良県庁 屋上ギャラリー（奈良市）
9月3日（火）～9月8日（日）	図書情報館2階 セミナールーム（奈良市）

(5) 低公害車の状況

表 5-1-4 低公害車保有台数 (平成 25 年 3 月現在)

近畿運輸局調べ 単位:台

	電気	メタ ノール	CNG	ハイ ブリッド	ディーゼル車 H21排ガス規制適合	ガソリン車 H17☆☆☆☆	ガソリン車 H17☆☆☆	合計	割合	車両数
滋 賀	469	0	75	47,271	4,625	217,407	47,760	317,607	58.7%	540,927
京 都	617	0	568	67,196	6,656	298,178	67,583	440,798	56.6%	779,036
大 阪	1,604	0	3,182	211,622	20,161	918,427	209,665	1,364,661	57.6%	2,370,846
奈 良	279	0	132	43,013	3,452	178,179	39,344	264,399	56.3%	469,303
和歌山	325	0	73	28,102	2,227	124,275	27,309	182,311	53.9%	338,179
兵 庫	1,780	0	936	157,358	14,397	697,687	161,989	1,034,147	57.5%	1,797,019
福 井	303	0	23	27,208	2,835	142,113	35,979	208,461	57.7%	361,153
近畿地区計 (福井を含む)	5,377	0	4,989	581,770	54,353	2,576,266	589,629	3,812,384	57.3%	6,656,463
全国計	38,890	8	19,033	3,813,184	378,684	17,252,476	4,132,483	25,634,758	54.4%	47,113,041

(注)・大型特殊自動車、軽自動車、被牽引車は除く

・ハイブリッド車には、低排出ガス認定車を含む。

・H17☆☆☆☆…平成17年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス認定車

・H17☆☆☆ …平成17年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を50%以上低減させた低排出ガス認定車

(6) 公共交通機関への利用転換の推進

奈良公園・平城宮跡を訪れる観光客を対象に、観光シーズンにおいて、鉄道等の公共交通機関での来訪を呼びかけるとともに、観光拠点、駅等を結ぶ臨時バスを走らせることにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車での来訪者に対しては、郊外にパークアンドライド駐車場を設置し、奈良公園周辺への自動車の流入抑制を行った。

第2章 温室効果ガスの吸収源対策

第1節 健全な森林の整備

第1 森林吸収量確保推進計画（林業振興課）

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄える機能をもつことから、持続可能な森林計画を推進することが地球温暖化を防止するうえで大きな役割を担うものとして注目されている。

京都議定書の採択以来、地球温暖化の防止のため政府においては、「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部）が策定され、このなかで1,300万炭素トン程度を森林の二酸化炭素吸収量により確保することが目標とされた。この目標を達成するため農林水産省において、「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」（平成14年12月26日）が策定された。しかし、森林・林業は依然として採算性の悪化等により、その生産活動が停滞していること等から、現状程度の森林整備で推移した場合、森林による目標吸収量が確保されないおそれがある。このため、本県においても、平成15年度に「森林吸収源推進対策プラン」を作成し、取組を図ってきたところであるが、引き継ぐ計画として平成19年度に「森林吸収量確保推進計画」の策定を行った。

この計画は、森林吸収量確保に関する基本方針、森林整備・保全の目標、森林吸収量を確保するために講じる措置等を提示している。

第2 森林環境税を活用した取組（森林整備課、学校教育課、教育研究所）

上述のとおり、適切な森林経営により二酸化炭素の吸収源を確保することは、地球温暖化防止の点からも重要である。本県は県土の77%を森林が占める森林県であるが、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代による経営意欲の減退、林業労働者の高齢化と減少など、林業を取り巻く厳しい状況から、必要な手入れのされない施業放置林の増加が問題となっている。このため、豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として将来に向けて引き継ぐため、森林環境税を活用した取組みを行っている。

森林環境税を活用した25年度の主な事業

○施業放置林解消活動推進事業

施業放置林を調査し、その所有者に対して、森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森が有している多様な公益的機能を普及啓発して、施業放置林の解消を図るもの。

◆25年度実績 施業放置林整備マネージャー設置者数 43人

○施業放置林整備事業

施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、公的関与による強度な間伐等を実施することにより、県土の保全や水源かん養など、当該森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るもの。

◆25年度実績 整備面積 21市町村 965ha

○地域で育む里山づくり事業

NPO やボランティア等の協力のもと、都市住民に身近な里山林の自然を保全する活動を進めていくもの。

◆ 25 年度実績 13 市町村 17 箇所 (8.93ha)

○森林環境教育推進事業

教員や県民を対象とした森林環境教育指導者の養成や、子どもたちが森林を守り育てる心を育めるように森林でのさまざまな体験学習を行うもの。

表 5-2-1 森林環境教育推進事業 実績

課名	主旨	事業区分 (中事業)	細 項 目	25 年度実績
森 林 整 備 課	学校教育以外での森林環境教育	指導者養成セミナー	基本的な指導者養成研修 (5 日間)	2 回開催 20 人参加
			実技中心の体験型研修 (1 日間)	7 回開催 計 59 人参加
			安全作業技術研修 (1 日間)	1 回開催 7 人参加
		体験学習の実施	指導者認定申請	18 人
			森林体験学習申請	2 人
			「森の学校」開催	延 14 日開催
		副読本の配布	森林・林業への理解促進のため、 小学校 5 年生に配布・活用	小学校 5 年生 15,500 部配布
		人材・フィールドの 支援	人材バンクの登録と派遣	380 人登録 96 人派遣
			登録フィールドの紹介	延べ 57 施設登録
			道具資材の配置	木工クラフト工具 等補充 32 件貸出
教 育 委 員 会	学校教育における森林環境教育	森林環境教育体験学 習の推進	県内公立小学校における体験活動	205 校 (全校)
			森林環境教育体験学習の在り方の 検討とリーフレットの作成・配布	協議会 2 回開催 リーフレット 10,000 部作成・配布
		教員現地研修の実施	森林体験学習を指導できる教員の 養成	7 回開催 563 名
		技術者育成	吉野高校・十津川高校の生徒によ る、木材製品の製作	間伐材ログハウス 間伐材ベンチ スツール 木製食器等

第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

第1節 オゾン層保護の推進（環境政策課）

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のために、機器に使用されているフロン類（CFC、HCFC及びHFC）の大気中への排出を抑制する目的で「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に制定された。

この法により、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者（第一種フロン類回収業者）、カーエアコン（使用済自動車）を引き取る業者（第二種特定製品引取業者）及びカーエアコンからフロン類を回収する業者（第二種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要となった。これにより、平成13年12月からは第一種フロン類回収業者の登録手続きが開始され、平成14年4月からは第一種特定製品に係るフロン回収・破壊システムが運用されている。また、平成18年6月にはフロン回収破壊法の改正（平成19年10月施行）が行われ、行程管理制度等が導入された。

さらに、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、新たに第一種特定製品のユーザーによる機器管理の適正化などが規定されるとともに、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に名称が改められた。（平成27年4月全面施行）平成26年3月31日現在で奈良県に登録している第一種フロン類回収業者数は651者である。

なお、第二種特定製品に係るフロン回収・破壊システムについては、自動車リサイクル法（平成17年1月1日施行）に移行された。

第2節 酸性雨対策の推進（環境政策課）

酸性雨とは、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）や、ガスやエアロゾルとして直接地上に沈着する現象（乾性沈着）を言う。その結果、森林土壌、湖沼などの生態系への影響をはじめ、建築物の劣化や人体への影響が懸念されている。

環境省は、昭和58年度に第1次酸性雨対策調査を開始し、平成12年まで4次にわたる酸性雨モニタリングを実施。また、平成13年度からは、酸性雨長期モニタリング計画を策定し、平成15年度から同計画に基づいた酸性雨モニタリングを実施している。これまでに以下のことが報告されている。

我が国では欧米なみの酸性雨が広く観測されているが、陸水、土壌、植生など生態系への影響については必ずしも明確なものとはいえず、多くの専門家の間でも意見が一致していない。しかし、酸性雨の影響を受けやすいと考えられる湖沼や土壌が存在すること、初期の融雪水により陸生生態系に影響を及ぼすことが懸念されること、一部地域では原因不明の樹木衰退が進んでおり、酸性雨との関連が否定できないこと、等を考えると、現状程度の酸性雨が継続した場合、将来、生態系への影響が顕

在化するおそれもある。これは我が国と同程度の酸性雨により湖沼の酸性化、植生被害、歴史的建造物の被害などの影響が現れている欧米の状況からも推察される。

このような、長期的な生態系への影響を考慮し、国では酸性雨長期モニタリング調査を実施している。本県においても、平成15年度より大台ヶ原において森林モニタリング（樹木衰退度調査・森林総合調査）・土壌モニタリングを実施している。

一方、東アジア地域全体に目を向けてみると、近年の経済成長は世界的にみても目覚ましく、SO_x、NO_xなどの排出量が今後更に急増する可能性があり、こうした状況を考えると酸性雨問題は深刻化することが懸念される。そのため、我が国を含む東アジア地域における酸性雨対策に向けた検討を進めるため、東アジアモニタリングネットワーク（EANET）が創設された。

また、総合的な見知から酸性雨の実態を長期的に把握するため、平成2年9月に、環境政策課、農業水産振興課、林政課、文化財保存課、保健環境研究センター、農業総合センター及び森林技術センターの4課3機関で構成された酸性雨問題検討会を設置し、平成3年度から5ヶ年計画で酸性雨総合モニタリング調査を開始し、第3次酸性雨総合モニタリング調査（平成13年度～平成15年度）が終了した。

又、平成16年度より酸性雨長期総合モニタリング調査を実施しており、平成25年度は酸性雨モニタリング調査（降雨量、pH、E.C.、イオン成分8物質）を実施した。

第 6 部

参加と協働による 環境保全への取組の推進

第1章 環境教育・環境学習の推進

第1節 環境教育・環境学習を担う人材育成と活用

第1 ストップ温暖化推進員の養成（環境政策課）

ストップ温暖化推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく制度で、ボランティアとして、地球温暖化の現状や対策について県民の理解を深め、県民に対して日常生活でできる取り組みの助言や情報提供を行う役割を担っている。県では県地球温暖化防止活動推進センターに委託して、温暖化防止活動に熱意のある方を対象に推進員の養成講座を実施している。25年度は9月27日～10月4日の間で計6回の講座を開催し、13名の推進員を養成し、第11期の奈良県ストップ温暖化推進員として委嘱した。

第2 環境アドバイザーの派遣（環境政策課）

県民や事業者等が自発的に実施する環境に関する講演会、講習会、地域活動等に環境についての専門家である環境アドバイザーを講師として派遣している。

25年度は、1件の講師派遣を行った。

第3 森林環境税を使った人材養成事業（教育研究所、森林整備課）

県では18年度から導入した森林環境税を活用し、森林体験学習を指導できる教員を育成することを目的に、森林環境教育に関する基礎的な知識、技術について、実践的でわかりやすい講義・実習による研修を実施している。

25年度は、教員現地研修を計7回実施し563名が参加した。

また、指導者養成セミナーを計10回実施し、延べ86名の参加を得た。



図6-1-1

森林環境教育教員現地研修の一場面

第2節 環境教育・環境学習のプログラムの整備（学校教育課、環境政策課）

学校教育における体験的な森林環境教育を進めるため、25年度は県内公立小学校205校（全校）が指定を受け体験活動を展開した。25年度、県では森林環境体験学習をすすめるために学習プログラムを10,000部作成し学校に配布した。

また、18年度に県が作成した水質保全に関する啓発資料「家庭から清流をめざして」をはじめ、環境保全に関するパンフレットや啓発資料は紙媒体での配布のほか、県の環境情報サイト「エコなら」での掲示も行っている。

第3節 環境教育・環境学習の機会と場の提供

第1 こどもエコクラブ（環境政策課）

次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境・地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動ができるよう協力・支援することを目的として、環境庁（当時）の提唱で平成7年度から始まり、その普及啓発を図っている。

平成25年度においては、17クラブ、会員数566人の登録があった。なお、県では「こどもエコクラブ」の活動を子どもたちがまとめた壁新聞を毎年環境月間に展示している。



図6-1-2 エコクラブ壁新聞展の様子

第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

第1節 環境に配慮した事業活動や日常行動の推進

第1 環境月間行事（環境政策課）

昭和47（1972）年、国際連合の人間環境会議において、人間環境の保全と改善を努力目標とする「人間環境宣言」が採択され、これを記念して、毎年6月5日が「世界環境デー」に定められた。我が国ではこれを受けて、6月5日を初日とする1週間を「環境週間」に定め、関連行事を実施してきた。

平成3年度からは、6月を「環境月間」に定め、全国各地で環境の重要性を認識するための行事が実施されている。また、6月5日は、環境基本法第10条において「環境の日」に定められている。

本県では、表6-2-1のとおり「環境月間行事」を開催しているほか、県、市町村、各種団体等による美化活動、記念植樹、環境パトロール等の快適な環境づくりを積極的に進めるための関連行事が行われている。

また、平成11年度より、環境の保全と創造に関する活動に関し、特に功績のあった者を表彰する「奈良県環境保全功労賞表彰」を実施している。最近5年間の被表彰者は表6-2-2のとおりである。

なお、最近5年間の環境大臣表彰に係る県内の地域環境保全功労者及び地域環境美化功績者は表6-2-3のとおりである。

表6-2-1 最近5年間の県の主な環境月間行事

年度	行 事 名	内 容	開 催 日	開 催 地	主 催
平成21年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成21.6.1	奈良市	奈良県
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成21.6.11	県庁	奈良県
平成22年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成22.6.4	奈良市	奈良県
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成22.6.29	県庁	奈良県
平成23年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成23.6.12	奈良市	奈良県
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成23.6.14	県庁	奈良県
平成24年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成24.6.12	奈良市	奈良県
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成24.6.14	県庁	奈良県
平成25年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成25.6.11	奈良市	奈良県
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成25.6.4	県庁	奈良県

表 6-2-2 「奈良県環境保全功労賞」被表彰者（最近 5 年間）

年度	名 称	活 動 内 容
21 年 度	北川 秀修	循環型社会の構築推進
	奈良環境カウンセラー協会	事業所の環境経営の推進
	奈良県立王寺工業高等学校	環境学習、環境教育の推進
22 年 度	E C O K A 委員会	環境家計簿の普及活動、環境学習、環境教育の推進、その他（周辺緑地の整備、植樹活動）
	A S U K A 自然塾	生物多様性の保全活動、環境学習、環境教育の推進
	桜井市大和川上流を美しくする会	その他（河川環境の保全）
	三和澱粉工業株式会社	ごみの減量・リサイクル活動
23 年 度	株式会社積水化成品天理	ごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	近畿大学農学部環境管理学科 水圏生態学研究室	生物多様性の保全活動
	トリスミ集成材株式会社	ごみの減量・リサイクル活動
	奈良・人と自然の会	環境学習、環境教育の推進 その他（里山景観の形成・保全）
	山本 巳津次	その他（河川清掃）
24 年 度	大石 貞義	その他（地域の清掃・植栽等環境美化活動）
	奈良県解体工事業協会	その他（産業廃棄物の適正処理に関する普及・啓発等）
	根矢 二郎	自然公園の保全・管理（自然公園指導員）
25 年 度	五條のヒメタイコウチを守る会	その他（ヒメタイコウチの保全活動）
	市民公益活動団体「ほたる」	その他（河川環境の保全）
	特定非営利法人宙塾	環境教育の推進
	村木 正義	地球温暖化防止活動

表 6-2-3 環境大臣表彰の状況（最近 5 年間）

年 度	表 彰 内 容	種 別	被 表 彰 者	住 所 ・ 所 在 地
平成21年度	地域環境保全功労者	団 体	御所市地域婦人団体連絡協議会	御 所 市
		団 体	エコパートナー21	奈 良 市
平成22年度	地域環境保全功労者	個 人	榊 原 和 彦 氏	京 都 市
	地域環境美化功績者	団 体	広 陵 古 文 化 会	広 陵 町
		個 人	橋 之 爪 フ ミ エ 氏	下北山村
平成23年度	地域環境美化功績者	団 体	昭 寿 会	大和郡山市
		個 人	平 野 楯 行 氏	橿 原 市
平成24年度	地域環境保全功労者	団 体	奈良・人と自然の会	奈 良 市
	地域環境美化功績者	個 人	増 田 盛 男 氏	大和郡山市
平成25年度	地域環境美化功績者	団 体	西 真 美 花 の 会	香 芝 市

第 2 自然公園等における美化推進活動（景観・自然環境課）

金剛生駒紀泉国定公園二上山地区、同くろんど池地区及び大和青垣国定公園山の辺の道地区に、それぞれ県・関係市町村・地元観光協会・交通運輸機関・宿泊施設経営者等による美化促進協議会等を設置し、地区内清掃の実施、ごみ持ち帰り運動等を行っている。

表 6-2-4 美化促進協議会等設置状況

会 名	会長名	設立年月日
二上山美化促進協議会	葛 城 市 長	昭和50年4月1日
山の辺の道美化促進協議会	天 理 市 長	昭和54年5月22日
くろんど池美化促進協議会	谷 村 完 次	昭和57年5月14日

第3 親切・美化県民運動における環境美化活動（環境政策課）

親切・美化県民運動は、各分野にわたる関係機関・団体の参加を得て、昭和61年に協議会を設立し、「笑顔なら」「クリーンなら」の二つの柱を基本に豊かな文化遺産、恵まれた自然、快適な都市空間を守るとともに、県民が心の豊かさと潤いを実感できるようなまちづくりを進めてきた。

この県民運動の主なものとして、次のような事業を実施している。

○クリーンアップならキャンペーン

心豊かで住みよく美しい郷土を創出するため、毎年9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定めて、この月間中には集中的な啓発活動並びに美化活動を実施している。平成25年度の美化統一実践日、9月1日（日）（9月の第1日曜日）には、県内の17コース（雨天のため3コースを中止）において、約14,000人の参加を得て実施した。

○クリーン・グリーン実践者の表彰

美化、花いっぱい運動等の地道な活動を続ける優良実践者のグループ等（2個人、7団体）を市町村長及び協議会会員等の推薦に基づき表彰した。

○落書き防止キャンペーン

落書きのない美しい奈良をつくるため、なら落書き防止活動ネットワーク加盟団体を中心に地域団体、ボランティア・NPO、企業、行政等が協力して、「落書きをさせない」「書かれたら消す」という気運を盛り上げ、「落書き防止活動」の全県的な取り組みを推進している。25年度は「クリーンアップならキャンペーン」にあわせ落書き消去活動を実施し、約80人が参加した。

第4 みんなで・守ロード事業（道路管理課）

県では、快適でうつくしい道路を維持するため、県が管理する道路の一定区間において、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただき、沿道の美化を推進する「みんなで守ロード事業」をすすめている。25年度は97団体と協定を結び、平均年3回程度美化活動を実施された。



図6-2-1

「みんなで・守ロード事業」のポスター

第2節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

第1 環境マネジメントシステム（環境政策課）

(1) 県内の環境マネジメントシステムの取得動向

(財)日本適合性認定協会の調べによると、県内事業所等のISO14001の認証取得件数は25年度末で221件となっており、取得件数は経年的に増えている。

また、中小事業者等を対象にした簡易環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 については、県内では奈良環境カウンセラー協会が平成 18 年 6 月にエコアクション 21 地域事務局に認定され、認証や登録等の事務を行っている。

なお、県内市町村では、斑鳩町が I S O 14001 の認証取得済である。

(2) 奈良県庁の I S O 14001 の取組概要

① 取り組みの動機とその効果

現在の環境問題は、複雑化、多様化、国際化しており、これまでの規制的な手法以外に、環境対策を推進する新たな手法の必要性が高まっている。

そうした中で、県庁は県内最大の事業者として、省エネ・省資源の取り組みなどを通じて、継続して環境負荷の軽減に取り組むことが求められている。

県庁が率先して、認証登録の取得をめざすことは、自らの環境負荷の軽減を実現することはもとより、県民や県内事業者の環境保全・配慮に対する関心を高めるための意識啓発に役立つとともに、県内事業者の I S O 14001 認証取得を促すことにつながると考えられる。

さらに、県庁内の事務事業の効率的な実施や進行管理体制の充実、職員の意識改革と行財政改革の推進といった効果も期待できる。

② 認証取得の範囲と対象とする事務事業

県庁（本庁舎、分庁舎、北分庁舎、自治研修所、奈良総合庁舎、高田総合庁舎及び桜井総合庁舎）の知事部局、水道局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部を適用範囲とし、公共事業を含むすべての事務事業を対象としている。

③ 環境方針及び取組内容

○環境方針の重点 5 項目

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 循環型社会システムの形成 | イ 恵み豊かな環境の保全と継承 |
| ウ 県民、事業者等の環境に配慮した行動の促進 | エ 環境保全対策の率先実行 |
| オ 地球環境保全に向けた取り組みの推進 | |

○主な取り組み内容

- ア 省資源、省エネルギーの推進
節電、用紙の節約、ごみの排出抑制など
- イ 環境保全施策の推進
環境への有益な影響を及ぼす事業や環境保全意識を高める啓発事業の推進
- ウ 公共事業に伴う環境への負荷低減
公共事業の施工に伴う騒音や排出ガスの低減、建設副産物、廃棄物のリサイクルなど

第2 連携の仕組みづくり（環境政策課）

(1) 奈良県環境県民フォーラム

環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等によって構成し、相互の意見や情報交換を通じてそれぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目的として平成9年8月8日に発足した。25年度末現在で、22の環境ボランティア団体、11の企業、2名の学識経験者が参加している。

当フォーラムの役割・機能として、①構成員が学習・研究し、相互に意見交換を行うこと、②県民や企業の認識、モラル、行動意欲を高めること、③環境保全行動の手法を考え、連携・協力して推進すること、④フォーラムの活動内容等を情報発信することがあげられる。

参加団体等は「エコライフ」、「エネルギー」、「資源活用」、「自然環境」の4つの分科会のいずれかに所属し、各分科会ごとにテーマを選定し活動している。

平成25年度は、ホームページを活用した、CO₂ダイエット事業「エコな～らライフ宣言」の実施、生活排水による汚染の軽減に向け、アクリルたわしを作成し啓発に活用、地球温暖化防止活動推進センターと共催した「環境フェア」の実施（4月）、県内のスーパーや地球温暖化防止活動推進センターの協力を得た「環境にやさしい買い物キャンペーン」の展開（11月）、自然体験活動の普及を図るため「自然体験教室」の開催（11・3月）、環境にやさしい暮らしの提案を行う「エコクッキング教室」の開催（1月）、また、地域における循環型社会構築の実践モデルとして、奈良県内の休耕田を活用した「菜の花プロジェクト」の推進等に取り組んだ。

(2) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体または地域住民と、当該地域に立地または立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的条件・操業形態等の各種の条件に対応した個別的な公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。奈良県生活環境保全条例において「事業者は、公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と努力義務を規定している。従って、この規定により各市町村長に対し、既設・新設の企業との間に公害の防止に関する協定を締結するよう指導している。

公害防止協定の内容は、現行法の基準をさらに厳しくしたり、具体的な内容や基準を示したものが多。公害防止における具体的義務内容は、①ばい煙の規制（煙突の高さ、ばい煙や排ガスの排出速度、温度・量の基準設定、集じん機の限定など）②排水規制（排水濃度の基準設定、処理施設の設置、維持管理方法、排水量の限定など）③騒音・振動規制（音量基準の設定、装置・機械の配置場所の特定、消音装置・防音壁の設置、夜間作業の禁止など）④悪臭規制（悪臭除去装置の設置、ガス漏えい防止装置の設置など）⑤産業廃棄物の規制（汚泥の処理・処分方法など）などを定めたものが多。

公害防止協定を実質的に有効なものにする対策としては、公害防止協定の締結にあたって、①その内容につき抽象的・道義的に規定するのではなく、科学的・技術的に事項を特定すること。

- ②その内容の実効が担保できうる措置がとられていること。(たとえば、工場内の立入検査など)
- ③企業が公害防止協定に違反した場合に法律上とりうる措置を明記しておくことなどが必要である。公害防止協定に違反した場合の措置の具体的内容としては、差止請求(たとえば操業の停止)、代執行(公害防除措置の代執行と費用負担など)、違約金の没収(契約補償金の没収など)、土地の売買契約の解除や買い戻し、損害賠償請求などが考えられる。

第 7 部

共通の基盤施策の推進

第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

第1節 環境情報の提供（環境政策課）

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要である。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っている。

○環境情報サイト「エコなら」の運用

県では、行政情報だけでなく、地域の環境保全活動や環境教育・環境学習に関する情報などを広範囲に収集し、ホームページにて情報提供している。

URL：http://www.eco.pref.nara.jp/



図7-1-1「エコなら」のトップページ

第2節 環境に関する公聴

県では、市町村などの相談窓口寄せられた公害苦情を把握し統計を取っている。生活環境に関する苦情は、地域に密着したものであるため、大半が市町村において処理されているが、規模が大きく内容が複雑で専門知識や技術を必要とする事案などは県が処理している。

第1 公害苦情の発生状況（環境政策課）

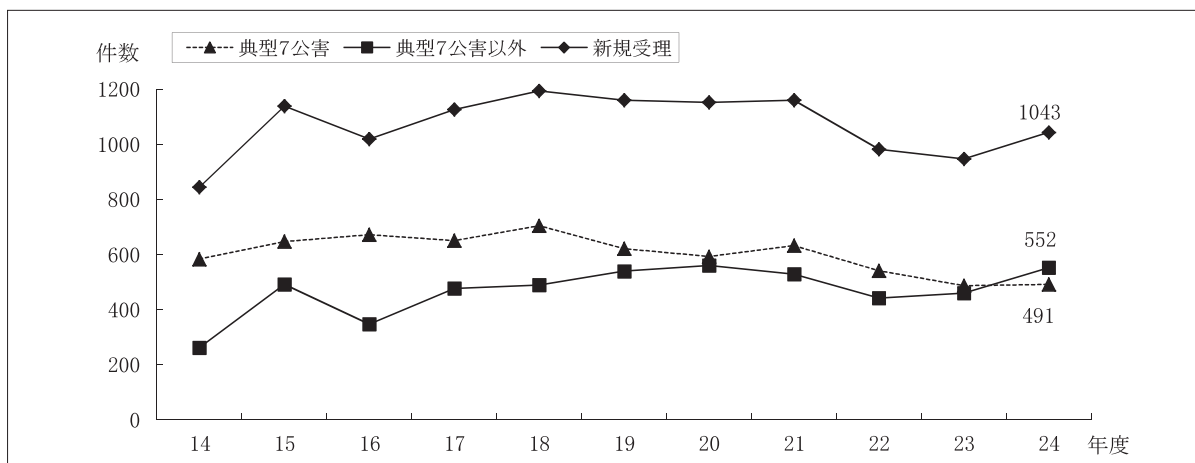
(1) 苦情件数の内訳

平成24年度に県及び市町村が取り扱った生活環境に関する苦情件数は1,052件であり、このうち新規受理した件数は1,043件（99.1%）で、前年度と比べ96件増加した。前年度からの繰越件数は9件（0.9%）であった。

新規受理した苦情の内容をみると、典型7公害に係る苦情は491件で前年より4件増加し、典型7公害以外の苦情（以下「その他の苦情」という。）では552件と92件増加した。

（資料編表7-1-1～3参照）

図 7-1-2 新規受理苦情件数の経年変化（最近 10 年間）



(2) 種類別苦情件数

平成 24年度の新規受理件数 1,043件のうち典型 7 公害に関する苦情491件を種類別にみると、大気汚染が195件（39.7%）と最も多く、次いで悪臭104件（21.2%）、水質汚濁99件（20.2%）、騒音81件（16.5%）、振動11件（2.2%）の順であった。

(3) 発生源別苦情件数

平成24年度の新規受理件数1,043件のうち、典型7公害に関する苦情491件を発生源別にみると、焼却（野焼き）146件（29.7%）が最も多く、流出・漏洩51件（10.4%）、工事・建設作業46件（9.4%）、家庭生活 43 件（8.8%）、がそれに続いた。

(4) 地域別苦情発生件数

①市町村別苦情発生件数

平成24年度の新規受理件数1,043件のうち、市町村が受理した976件を種類別にみると、表7-1-1及び資料編の表7-1-1のとおりになる。全体の苦情の91.3%が市部で発生し、町部では8.7%、村部では0%となっている。

表 7-1-1 市町村・種類別苦情発生件数（平成 24 年度）

区分	典 型 7 公 害								典型 7 公害 以外の苦情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
市	162	69	73	7	88	1	0	400	491	891
町	20	5	7	4	6	0	0	42	43	85
村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②用途地域別苦情発生件数

平成24年度に新規受理した典型 7公害に関する苦情491件の発生場所をみると、都市計画区域内で479件（97.6%）発生している。都市計画区域内における発生件数のうち住居系用途地域（第1

種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域)において210件(43.8%)、次いでその他の地域(市街化調整区域等)175件(36.5%)、となっており、両地域で都市計画区域の80.4%を占めている。

(表7-1-2参照)

表7-1-2 用途地域別苦情発生件数(典型7公害)(平成24年度)

区分	都市計画法による都市計画区域								都市計画区域以外の地域	合計
	住居系地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	その他	小計		
件数	210 (228)	13 (4)	30 (33)	40 (31)	11 (12)	0 (1)	175 (165)	479 (474)	12 (13)	491 (487)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成23年度の件数である。

(5) 被害の種類別苦情件数

平成24年度に新規受理した典型7公害に関する苦情491件をみると、感覚的・心理的被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らないもの)が全体の約8割を占め、最も多い。

(表7-1-3参照)

表7-1-3 被害の種類別苦情件数(典型7公害)(平成24年度)

区分	健康	財産	動植物	感覚的・心理的	その他	合計
件数	42 (58)	3 (11)	10 (14)	377 (325)	59 (79)	491 (487)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成23年度の件数である。

第2 公害苦情の処理状況 (環境政策課)

(1) 種類別解決件数

平成24年度に県及び市町村が取扱った生活環境に関する苦情件数1,052件について、解決件数(直接処理)は910件で解決割合は86.5%であった。種類別に解決件数及び解決割合をみると表7-1-4のとおりである。

表7-1-4 種類別解決件数と解決割合(平成24年度)

区分	典型7公害								典型7公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	小計		
苦情件数	197	100	84	11	107	1	0	500	552	1,052
解決件数	188	90	78	10	97	0	0	463	447	910
解決割合(%)	95.4	90.0	92.9	90.9	90.7	0	-	92.6	81.0	86.5

(2) 繰越苦情件数

平成23年度以前に受理した苦情を含め、平成24年度に解決に至らず引き続き平成25年度においても処理すべきと判断された件数は表7-1-5のとおりである。

表7-1-5 苦情の未処理件数（平成24年度）

区 分	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
件 数	4	0	3	1	1	0	0	9	1	10

第3 奈良県公害審査会（環境政策課）

公害紛争は、一般的に直接人の生命・健康にかかわるものであること、加害行為と被害との因果関係立証が困難であること、さらに被害者の立証能力が劣ることなどから、現行の司法制度をもって処理するには、被害者救済の面から充分でないところがあった。

そこで、従来の民事紛争における訴訟のほか、公害にかかる紛争について、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法が制定され、国においては公害等調整委員会が、都道府県においては公害審査会が設置されることとなった。

本県においては、昭和45年9月に奈良県公害紛争処理条例が制定され、奈良県公害審査会を設置した。

平成26年3月31日までに公害審査会で受け付けた公害紛争事件は、21件（調停19件・あっせん1件・義務履行勧告申出1件）であり、調停19件・あっせん1件が終結している。

（資料編表7-1-4参照）

第2章 県の試験研究機関等における 環境関連技術等の研究開発

第1節 景観・環境総合センター

奈良県におけるPM2.5常時監視モニタリングの解析結果について

平成22年度から平成25年度のPM2.5常時監視モニタリングデータの解析を行った。時間値データを詳細に解析した結果、天理局と自排櫃原局において違いが見られた。一般局である天理局の時間帯別変動はピークが1つであり、各年度ともAM10～11時にピークを示した。道路沿道局である自排櫃原局ではピークが2つあり、各年度ともAM9～10時と、PM7～8時にピークを示した。また、平成25年度の天理局における高濃度イベントとして、平成25年度で2番目の高濃度期間である8月10～12日の3日間と平成25年度で1番目の高濃度期間である2月25～27日の3日間を抽出した。この2つの高濃度イベントを天理局における1日の時間帯別変動と比較して解析した結果、8月のイベントについては、国内近郊の発生源の影響を受けた国内発生型イベントであり、2月のイベントは典型的なPM2.5高濃度気塊の移流による越境型イベントであることが推測された。

奈良県におけるPM2.5中の多環芳香族炭化水素類の現状について

奈良県におけるPM2.5に含まれる多環芳香族炭化水素類（PAHs）の現状を把握するために調査を行った。平成25年度の四季毎に奈良盆地内の2地点（天理局及び自排櫃原局）において、延べ139試料を用い調査を行った。その結果、PAHs間の比を調査期間平均で解析したところ、発生源推定で用いられるFlu/Pyr比及びIP/（IP+BghiP）比から、奈良県におけるPM2.5の主な由来は石油燃焼系よりも樹木等の植物及び石炭燃焼系によるものと推測された。また、気塊のエイジングを推定する指標として知られるBaPとBePの比を調べた結果、奈良県で観測されるPM2.5を含む気塊はエイジングされている可能性があり、越境からの影響を強く受けていると推測された。

奈良県における PM2.5 高濃度イベント時の揮発性有機化合物成分の濃度解析

PM2.5汚染の実態解明および挙動の解析を目的として、PM2.5の前駆物質の一つと考えられている揮発性有機化合物を市販の大気濃縮導入装置を用いて連続で測定する方法について検討した。本方法は99成分中、アセチレンなどの保持時間が非常に短い5物質を除く94成分は測定可能であり、測定期間中には48成分が検出された。また、PM2.5高濃度事例におけるVOCの挙動を調査したところ、6つのグループに判別することができた。

また、高濃度期間中に成分濃度が上昇したグループは、県内ではPRTR届出による大気への排出がないもしくは比較的少ない物質で、後方流跡線解析および県別のPRTR届出排出量の結果を踏まえると、奈良県以西の地域からの移流により濃度上昇していると考えられた。4物質の挙動がPM2.5濃度分布に類似していることから、PM2.5の県外移流による汚染を判定する指標物質としての利用可能性が示唆された。

奈良における降水中のイオン成分及び微量元素成分の特性について

奈良において中国等の発生源による環境影響を調べるため、環境モニタリングの一環として全国環境研協議会による酸性雨全国調査に参加し、継続して測定しデータを集めている。平成23年度から24年度にかけての調査結果から降水の特性について検討した。この期間のpH値は全国平均よりやや高めであり、酸性化イオン濃度が比較的強く中性化イオン濃度がやや高いためと考えられた。全国のデータと比較すると、海塩粒子の影響が少ないことが分かった。降水中の微量元素については、他地域ほどの汚染は無かった。降水に係る気塊の流入状況から、降水中成分の発源地域としては中国を含む東南アジアの他に国内も考えられた。また、公共用水域の基準値等との比較では、Pb、Znに関して降水中の濃度が基準値等を上回っている場合もあり、環境への影響も考えられた。

多変量解析による大和川水系の水質評価

水質汚濁防止法に基づき県では、毎年、公共用水域において測定計画を定めて、生活環境項目、健康項目等の測定を行っている。これらのデータは環境基準の評価において有用な情報を与えてくれるが、その評価方法は、個々の項目において基準値との比較のみで、総合的な評価は行われていない。そこで、大和川水系の水質について、総合的な評価を行う目的で、平成14～23年度における各河川の環境基準点21箇所での生活環境項目（pH、BOD、COD、DO、SS、全窒素、全リン）及び塩化物イオンの測定データを用い、多変量解析の主成分分析、クラスター分析による水質評価を試みた。主成分分析の結果、総合的な汚濁の評価指標として2成分が得られ、BODによる評価と異なる結果が得られた。また、クラスター分析により環境基準点をグループ分けすることで各河川の水質の特徴が把握できた。

ドライクリーニングで用いられる各種溶剤の分析方法開発と環境実態調査

ドライクリーニング業で用いられている有機溶剤のうち、塩素系溶剤は環境基準や排水基準が設定されており、河川水や事業所排水中の実態は把握されている。しかしながら、塩素系溶剤から置き換えが進んでいる石油系・臭素系・フッ素系溶剤については、環境・排水基準や測定方法が無く、環境中の実態は把握されていない。今回、これらの溶剤による環境汚染実態を把握するため、分析方法を検討して環境実態調査を行った。測定にはヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計を用い、各条件を検討した結果、定量下限値は0.06～0.44 $\mu\text{g}/\text{L}$ であった。定量下限値を各物質の予測無影響濃度と比較すると、石油系溶剤はほぼ同等、臭素系・フッ素系溶剤は数百分の一以下であり、環境中の水生生物への影響を検討するのに十分な定量下限値が得られた。また、クリーニング事業者からの排水に含まれると予想される夾雑物として、洗濯用洗剤の影響を検討した結果、定量には問題ないことを確認した。この方法を用いて環境調査として大和川流域の調査を行った結果、全ての物質は定量下限値未満であり、現時点では一般的な河川では水生生物に重大な影響を与える濃度ではなかった。

奈良県内大和川水系におけるノニルフェノールの実態調査

環境ホルモンとしても一時話題となったノニルフェノールが平成24年8月に水生生物の保全に係る水質環境基準（0.002mg/L以下）に追加された。これを受け、景観・環境総合センターでは奈良県内人口密集地を流れる大和川水系でのノニルフェノール濃度の現況を把握するため実態調査を実施した。調査を行った51地点の内10地点でノニルフェノールが検出されたが、すべて環境基準値以下であった。また、検出濃度も葛下川以外ではすべて環境基準値の1/10未満であり、水生生物の保全に特に問題がない程度であると考えられた。環境基準値の1/10以上で検出された葛下川について詳細調査を実施したところ、河川中流域で環境基準値を超える値（0.0035mg/L）が検出された。また、検出地点上流で合流する小河川からも環境基準値を超える値が検出されたため、小河川での発生源調査を行ったが、葛下川での環境基準値超過原因と考えられる発生源の特定には至らなかった。

第2節 産業振興総合センター

循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発

多くのプラスチックは石油から作られており、それらを廃棄する時には地球環境に悪影響を与えることがある。そうした中で地球環境に配慮した植物由来のプラスチック（バイオプラスチック）の実用化が期待されている。中でも、ポリ乳酸は量産化が進み他のバイオプラスチックに比べ価格が安く、生分解性であること、カーボンニュートラルであるということから注目度が高まっている。しかし、従来の汎用プラスチックと比較するとガスバリア性、柔軟性、耐熱性あるいは成形加工性に劣っており、このことが市場拡大を遅らせている原因の一つとなっている。

そこでポリ乳酸に各種添加剤、可塑剤を添加することにより、ガスバリア性、耐熱性、柔軟性等物性の向上を図り、かつ加工性向上を目指して、研究を進めている。

具体的には、ガスバリア性に劣るポリ乳酸に対してガスバリア性（特に水蒸気）を向上させるため、結晶核剤等の添加剤を加えたり、固くてもろい性質を改良するためのポリマーブレンド手法を活用した研究を行っている。

廃棄果実・古紙からエタノールやオリゴ糖を生産する技術開発

近年注目されている地球規模の環境問題解決のために、バイオマスを原料にしたバイオ燃料や化学品などの製造技術であるバイオリファイナリー技術の研究開発が世界中で盛んに行われ、一部では商業化も行われている。この中でもセルロースを中心とする非可食部を主体とした原料を用いた第2世代のバイオリファイナリー技術は、食糧と競合しないという面から注目度が高まっている。しかし、植物などのセルロースを含む原料を様々な化合物へ変換するには、反応を阻害する物質の存在や反応性の悪さ、これに起因する生産コストの高さ等の問題点があることから、現在商業ベースに乗っているデンプンを主体とした原料によるエネルギー開発と比べて課題が多く、実用化を妨げている。

そこで、酵素遺伝子を酵母の細胞表面で発現させて、酵素剤を用いずに酵母のみで植物性バイオマスを有用物質に変換する技術について、いくつかの研究開発を実施している。セルロース分解酵素遺伝子を酵母の細胞表面で発現させて付加価値の高いオリゴ糖を生産する技術について開発を行うとともに、バイオエタノールを生産する技術の研究開発を推進している。

第3節 農業研究開発センター

土壌炭素蓄積量調査

土壌の炭素蓄積量は大気中の3倍、地上植生の2倍であると試算されており、土壌は温室効果ガス（二酸化炭素等）の吸収源として京都議定書で認められている。このことから、農地土壌において、有機物投入等の農地管理によって土壌炭素が増えると、地球温暖化防止に繋がると考えられている。

全国的に農地の土壌炭素蓄積量実態調査がおこなわれており、奈良県農業研究開発センターは県内農地72地点で調査を実施している。平成25年度の調査結果では、県内農地における平均土壌炭素蓄積量（土壌深度30cm）は、64.3t/haであり、土地利用別には水田<施設野菜<果樹園<露地畑の順で多くなること、土壌炭素蓄積量の多寡は有機物施用量だけではなく、作物残渣の還元や耕起の有無による有機物分解速度の違い等が影響していることが明らかになった。

第4節 森林技術センター

竹材を主成分としたバイオマスプラスチックの開発

竹材は短期間での再生が可能な有用資源である一方で、現在ではほとんど利用されていない状況にあって、放置されて荒廃した竹林が非常な勢いで拡大している。このことは社会問題としてマスコミにも多く取り上げられている。

そこで、平成20年度から、竹材を主成分としたプラスチックの開発を進めている。過熱蒸気を用いて低温炭化して疎水化させ、プラスチックとの相溶性を高めた竹微粉を用いることで、竹粉の比率を80%、石油由来の樹脂成分を20%とした場合でも、射出、押出やプレス成形が可能な樹脂ペレットができ、それを用いた成形品は、物性的にも一定の基準を満たすことが明らかになった。

現在は、実用化を目指し、量産化実験に取り組んでいる。

木チップを利用した外構材の開発

建築解体材等の建設廃材や工場残材、林地残材の有効利用を図ることは、廃棄物の減量化のみならず、地球温暖化防止の立場から見ても極めて重要な課題である。しかし、これらの原料は品質や形状が一定でないことから考えて、チップあるいはそれ以下のフレックサイズでの利用が求められる。

そこで、平成19年度から、これらをチップ化して、屋上敷設資材や木チップ舗装の骨材として利用する試みを始めた。チップそのままでは耐久性が低いため、過熱蒸気を用いて低温炭化処理を行った後、上述した資材としての性能評価試験を実施している。屋上に15cm程度の厚さになるように敷き詰めると、顕著な断熱効果を発揮したほか、ヒートアイランド現象の緩和に寄与できると思慮できる調査結果が得られた。一方、木チップ舗装実験では、低温炭化処理を行ったチップを用いることで、歩行安定性が良く、耐久性にも優れた舗装ができることが分かった。

今後も引き続き、木チップの性能・効果の継続性や耐久性を調査していく。

間伐材を利用した土木資材の劣化調査

間伐の促進は、材木の育成という本来の目的のほか、従来からの水源かん養、国土保全上の理由だけでなく、地球温暖化防止の観点から国の重要施策の一つになっている。その一環として、県内の森林土木事業で施工される各種構造物に間伐材が使用される事例が増えているが、この動きを促進するためには、工事の設計者や管理者に対する間伐材の劣化や強度低下に関する情報提供が必要である。

そこで、平成18年度から22年度まで間伐材を利用した土木資材の劣化調査を実施して、森林土木事業の構造物に使用されている間伐材の劣化調査を行った。その中で、間伐材を衝撃緩衝材として利用した落石防護壁については、「間伐材の土木利用マニュアル」にまとめ、市町村・関係機関へ配布した。

今後は、間伐材の保存処理の有無、施工方法および施工場所の植生など間伐材の劣化因子に着目し、引き続き調査していく。

資 料 編

資料編目次

「第1部 環境行政の総合的推進」に関して

(担当課・室)

表1-1-1	環境行政のあゆみ	(1)	(環境政策課)
表1-1-2	環境関係予算の概要	(3)	(環境政策課)
表1-1-3	市町村の環境行政担当組織	(4)	(環境政策課)
表1-4-1	奈良県環境審議会の答申状況	(5)	(環境政策課)

「第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生」に関して

表2-3-1	鳥獣保護区及び特別保護地区の状況	(6)	(森林整備課)
表2-3-2	休猟区の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-3	鳥獣捕獲禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-4	鉛散弾規制地域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-5	特定猟具使用禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-6	特定希少野生動植物(12種)	(9)	(景観・自然環境課)
表2-5-1	県内の文化財の指定件数	(10)	(文化財保存課)
表2-5-2	国指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-3	県指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-4	文化財の保護対策	(12)	(文化財保存課)

「第3部 快適・安全な生活環境の創造」に関して

表3-1-1	市町村別の風致地区指定状況	(13)	(景観・自然環境課)
表3-1-2	風致地区における許可基準	(13)	(景観・自然環境課)
表3-1-3	風致地区における行為別許可申請件数	(13)	(景観・自然環境課)
表3-1-4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	(14)	(景観・自然環境課)
表3-1-5	市町村別の歴史的風土保存区域及び 特別保存地区等指定状況	(14)	(景観・自然環境課)
表3-1-6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為規制	(14)	(景観・自然環境課)
表3-1-7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為許可申請件数	(15)	(景観・自然環境課)
表3-1-8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	(15)	(景観・自然環境課)
表3-1-9	都市公園の現況	(16)	(公園緑地課)
図3-3-1	光化学スモッグ広報伝達機構	(17)	(環境政策課)

表3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表	(18)	(環境政策課)
表3-3-2	光化学スモッグ広報発令基準	(18)	(環境政策課)
表3-3-3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(18)	(環境政策課)
表3-3-4	光化学スモッグ対策措置事項	(19)	(環境政策課)
表3-3-5	注意喚起のための暫定的な指針	(19)	(環境政策課)
表3-3-6	工場騒音に係る特定施設	(20)	(環境政策課)
表3-3-7	工場騒音に係る規制基準(敷地境界線上)	(21)	(環境政策課)
表3-3-8	特定建設作業及び規制基準(騒音)	(22)	(環境政策課)
表3-3-9	騒音に係る環境基準	(23)	(環境政策課)
表3-3-10	道路交通騒音に係る要請限度	(24)	(環境政策課)
表3-3-11	自動車騒音面的評価結果	(25)	(環境政策課)
表3-3-12	環境騒音測定結果表(市町村測定分) 一般地域(道路に面する地域以外の地域)	(26)	(環境政策課)
表3-3-13	環境騒音測定結果表(市町村測定分) 道路に面する地域	(29)	(環境政策課)
表3-3-14	工場振動に係る特定施設	(30)	(環境政策課)
表3-3-15	工場振動に係る規制基準(敷地境界線上)	(31)	(環境政策課)
表3-3-16	特定建設作業及び規制基準(振動)	(31)	(環境政策課)
表3-3-17	道路交通振動に係る要請限度	(32)	(環境政策課)
表3-3-18	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	(33)	(環境政策課)
表3-4-1	環境基準水域類型指定状況	(35)	(環境政策課)
表3-4-2	水質汚濁に係る環境基準	(38)	(環境政策課)
表3-4-3	地下水質測定結果総括表	(42)	(環境政策課)
表3-4-4	異常水質発生状況	(43)	(環境政策課)
表3-4-5	浄化槽設置整備事業(奈良県浄化槽設置整備補助事業)の概要	(44)	(環境政策課)
表3-4-6	農業集落排水事業の実績	(44)	(農村振興課)
表3-4-7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法 による業種別特定事業場数	(45)	(環境政策課)
表3-4-8	上乘せ基準の設定状況	(47)	(環境政策課)
表3-4-9	ゴルフ場使用農薬調査結果	(48)	(環境政策課)
表3-5-1	土壌の汚染に係る環境基準	(49)	(環境政策課)

「第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築」に関して

図4-1-1	廃棄物の分類	(50)	(廃棄物対策課)
表4-1-1	ごみ処理の状況	(50)	(廃棄物対策課)
表4-1-2	ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況	(51)	(廃棄物対策課)
表4-1-3	ごみ燃料化施設の整備状況	(51)	(廃棄物対策課)
表4-1-4	粗大ごみ処理施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表4-1-5	廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)

表4-1-6	大阪湾フェニックス利用の状況	(53)	(廃棄物対策課)
表4-1-7	し尿処理の状況	(53)	(廃棄物対策課)
表4-1-8	し尿処理施設の整備状況	(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-9	地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の 整備状況	(55)	(廃棄物対策課)
表4-1-10	浄化槽の設置状況	(55)	(環境政策課)
表4-1-11	浄化槽設置届出状況	(55)	(環境政策課)
表4-1-12	産業廃棄物の種類	(56)	(廃棄物対策課)
表4-1-13	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況	(58)	(廃棄物対策課)
表4-1-14	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	(58)	(廃棄物対策課)
表4-2-1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの 導入状況	(59)	(エネルギー政策課)

「第7部 共通的基盤施策の推進」に関して

表7-1-1	公害苦情調査結果	(62)	(環境政策課)
表7-1-2	種類別の苦情(新規受理)件数の推移	(63)	(環境政策課)
表7-1-3	典型7公害の発生源別苦情(新規受理)件数	(63)	(環境政策課)
表7-1-4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	(64)	(環境政策課)
環境用語の解説			(66)

表1-1-1 環境行政のあゆみ

年	奈良県	国
昭和42年(1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布(8月)
昭和43年(1968)		・大気汚染防止法を公布(6月) ・騒音規制法を公布(6月)
昭和44年(1969)	・奈良県公害防止条例を制定(4月)	・初の公害白書を刊行(5月)
昭和45年(1970)	・企画部に公害消防課を設置(4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定(9月) ・企画部に公害課を設置(12月)	・公害紛争処理法を公布(6月) ・公害対策本部を設置(7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布(12月) ・水質汚濁防止法を公布(12月)
昭和46年(1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正(7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定(7月)	・悪臭防止法を公布(6月) ・環境庁を設置(7月)
昭和47年(1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定(3月)	・自然環境保全法を公布(6月)
昭和48年(1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布(10月)
昭和49年(1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正(3月)	
昭和51年(1976)	・公害課を衛生部へ移管(4月)	・振動規制法を公布(6月)
昭和63年(1988)	・公害課を環境保全課に改称(4月)	
平成元年(1989)	・衛生部を保健環境部に改称(4月)	
平成3年(1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置(4月) ・奈良県環境会議設置(6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布(4月)
平成4年(1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布(12月)
平成5年(1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管(4月)	・環境基本法を公布(11月)
平成6年(1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称(7月)	・環境基本計画を策定(12月)
平成7年(1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入(4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布(6月)
平成8年(1996)	・奈良県環境総合計画を策定(3月) ・奈良県環境基本条例を制定(12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定(12月)	
平成9年(1997)	・奈良県環境基本条例を施行(4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行(4月)	・環境影響評価法を公布(6月)
平成10年(1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定(12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布(6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布(10月)
平成11年(1999)	・環境保全課を環境管理課に統合(4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置(4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行(12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布(7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布(7月)
平成12年(2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布(5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布(5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布(6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布(6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布(6月) ・環境基本計画の改正(12月)
平成13年(2001)	・産業廃棄物監視センターを設置(4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布(6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布(6月)
平成14年(2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管(4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称(4月)	・土壌汚染対策法を公布(5月) ・京都議定書を批准(6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布(7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(7月)

年	奈 良 県	国
平成 15 年 (2003)	・ 環境管理課を環境政策課に改称 (4 月)	・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (7 月)
平成 16 年 (2004)	・ 奈良県産業廃棄物税条例を公布 (3 月) ・ 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の施行 (12 月)	・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (6 月) ・ 景観法を公布 (6 月)
平成 17 年 (2005)	・ 奈良県森林環境税条例を公布 (3 月)	・ 京都議定書が発効 (2 月)
平成 18 年 (2006)	・ 新奈良県環境総合計画の策定 (3 月) ・ 奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定 (3 月)	・ 石綿による健康被害の救済に関する法律を公布 (2 月) ・ 第 3 次環境基本計画の策定 (4 月)
平成 19 年 (2007)	・ ストップ温暖化アクションプランの策定 (3 月)	・ 環境配慮契約法を公布 (5 月) ・ 「21 世紀環境立国戦略」の閣議決定 (6 月) ・ エコツーリズム推進法を公布 (6 月)
平成 20 年 (2008)	・ 機構改革により、生活環境部をくらし創造部に改称し、その中に景観・環境局を創設するとともに、局内に自然環境課を設置 (4 月) ・ 第 2 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月)	
平成 21 年 (2009)	・ 奈良県景観条例を公布 (3 月) ・ 奈良県希少野生動植物保護条例を公布 (3 月)	
平成 22 年 (2010)		・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律を公布 (12 月)
平成 23 年 (2011)		・ 環境影響評価法の一部を改正する法律 公布 (4 月) ・ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が成立、公布・施行 (8 月)
平成 24 年 (2012)	・ 第 3 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月) ・ 生物多様性なら戦略を策定 (3 月)	・ 環境影響評価法の一部を改正する法律 一部施行 (4 月) ・ 第 4 次環境基本計画の策定 (4 月) ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (8 月)
平成 25 年 (2013)	・ 環境影響評価条例の一部改正 公布 (10 月) (平成 26 年 4 月・平成 27 年 4 月施行) ・ 組織改革により、環境政策課地球環境係を廃止し、地域振興部にエネルギー政策課を設置。また景観・環境保全センターを景観・環境総合センターに改称。	・ 環境影響評価法の一部を改正する法律 完全施行 (4 月) ・ 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律 (6 月) ・ 農村漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (11 月)
平成 26 年 (2014)	・ 新奈良県環境総合計画の改定 (3 月)	

表1-1-2 環境関係予算の概要

(単位：千円)

分類	25年度(24年度)	主要事業名	金額
エネルギー利活用の推進	121,828 (101,620)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 奈良の節電スタイル推進事業	120,450 1,378
食と生活の安全・安心の確保、感染症対策	10,908 (73,549)	環境放射能測定調査備品整備事業 公害測定機器整備事業	968 9,940
美しく風格のあるまちなみ 景観の保全・創造	1,493,459 (1,501,757)	景観サポーター育成事業 屋外広告物適正化推進事業 景観普及啓発事業 奈良の彩りづくり植栽計画策定事業 植栽による景観向上推進事業費補助金 眺望スポット整備事業 歴史的風土保存買入事業 歴史的風土保存買入地整備事業 歴史的風土保存買入地景観管理事業	850 46,700 3,800 23,000 14,000 6,952 1,342,100 13,500 42,557
きれいでくらしやすい生活環境の創造			
(1)清流の保全・復活	59,390 (69,993)	大和川水質改善事業 浄化槽設置整備補助事業	2,295 57,095
(2)省エネ社会の実現	123,688 (104,020)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業（再掲） 奈良の節電スタイル推進事業（再掲） 地球温暖化対策推進事業	120,450 1,378 1,860
(3)循環型社会の構築	235,530 (317,126)	奈良県産業廃棄物減量化等推進基金積立金 排出抑制・減量化の推進 適正処理の推進（監視体制強化） 循環型社会の推進 廃棄物対策推進事業 特定産業廃棄物処理対策事業 PCB廃棄物処理対策推進事業 閉鎖最終処分場緊急特別対策事業	81,850 32,010 63,532 10,196 21,270 7,567 17,250 1,855
自然環境の保全と活用	38,655 (43,880)	特定希少野生動植物保護管理事業 生物多様性なら戦略推進事業 国定公園等施設整備事業 国立公園環境整備事業	2,400 740 33,515 2,000

地域住民の生活環境に密接に関係する県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表1-1-3 市町村の環境行政担当組織

(平成26年4月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
奈良市	環境政策課	630-8580	二条大路南1-1-1	kankyoseisaku@city.nara.lg.jp	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中100-1	eisei@city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-23-5611
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1615	0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町605	kannkyouseisaku@city.tenri.nara.jp	0743-63-1001	0743-62-1550
橿原市	環境企画課	634-8586	八木町1-1-18	kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp	0744-27-7757	0744-27-7753
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古485-1	greenpark1@city.sakurai.lg.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町1-1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3752
御所市	環境政策課	639-2256	栗坂293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境モデル都市推進課	630-0288	東新町8-38	eco-model@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	市民衛生課	639-0292	本町1397	simineisei@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	環境課	639-2195	柿本166	kanky@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西151	keizaikanky_g@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0048	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新1-1-1	juumin@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-45-0100
三郷町	環境政策課	636-8535	勢野西1-1-1	kankyoseisaku@town.sango.lg.jp	0745-43-7341	0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西3-7-12	kanky@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	住民課	639-1095	大字東安堵958	juumin@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	住民生活課	636-0202	大字結崎28-1	fjumin@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4780
三宅町	環境衛生課	636-0213	大字伴堂689	kankyo@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-2870
田原本町	総務課	636-0392	890-1	somusho@town.tawaramoto.nara.jp	0744-32-2901	0744-32-2977
曾爾村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	juumin@vill.soni.lg.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野368	jumin@vill.mitsue.lg.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覺寺990-1	takaju328@town.takatori.nara.jp	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住民課	634-0111	大字岡55	clean@tobutori-asuka.jp	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環境課	639-0293	大字上牧3350	kanmaki-toshikankyo@helen.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	住民課	636-8511	王寺2-1-23	juumin@town.oji.lg.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-8505	大字南郷583-1	seikatsukankyo@town.nara-koryo.lg.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	環境衛生課	636-0061	山坊683-1	seikatsu@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉野町	生活環境課	639-3113	大字飯貝1217-6	kankyo_t@town.yoshino.lg.jp	0746-32-9024	0746-32-5844
大淀町	環境整備課	638-8501	大字桧垣本2090	kankyouseibi@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下市町	生活環境課	638-8510	大字下市1960	shisuien@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001	0747-54-5055
黒滝村	建設課	638-0292	大字寺戸77	kuro_k@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	大字沢谷60	juumin@vill.tenkawa.lg.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住民課	648-0392	大字北股84	juuminkal@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原225-1	seikatsukankyo@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0907	0746-62-0020
下北山村	住民課	639-3803	大字寺垣内983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課	639-3701	大字河合330	jumin@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	生活環境係	639-3594	大字迫1335-7	kankyo@vill.nara-kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	0746-42-0441	0746-42-1255

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。

自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表1-4-1 奈良県環境審議会の答申状況（最近5年間）

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成21年度	平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに環境基準の類型指定状況について	平成22年2月18日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案、並びに環境基本法第16条第2項に基づく、水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関して暫定目標の削除を含めた見直しについて答申した。
平成22年度	平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成23年2月25日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成23年度	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について	平成23年11月7日 (環審第1号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。
	平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成24年3月30日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成24年度	平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成25年2月14日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	新奈良県廃棄物処理計画の策定について	平成25年2月14日 (環審第2号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画について、諮問どおり答申した。
平成25年度	奈良県環境影響評価条例の一部改正について	平成25年5月22日 (環審第2号)	審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、「奈良県における環境影響評価制度のあり方について」のとおり答申した。
	東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続について	平成25年5月22日 (環審第4号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年3月4日、同年4月17日、同年5月8日の3回にわたり審議を行い、同年5月22日に審議会にて結論を得、水質、騒音・振動、動植物・生態系、景観、廃棄物の5項目について答申した。
	二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についての意見について	平成25年10月18日 (環審第7号)	審議会環境影響評価審査部会において、平成25年7月25日、同年8月20日、同年9月9日の3回にわたり審議を行い、同年10月18日に審議会にて結論を得、大気質、悪臭、騒音・振動、水質、動植物、景観、修景盛土材の7項目について答申した。
	平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成26年2月10日 (環審第10号)	水質汚濁防止法第16条第1項に基づく平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
	奈良県環境影響評価技術指針の改定等について	平成26年2月10日 (環審第11号)	「奈良県環境影響評価技術指針」とおり答申した。
	新奈良県総合計画の改定について	平成26年2月10日 (環審第12号)	「新奈良県総合計画(改定案)」のとおり答申した。

表 2-3-1 鳥獣保護区及び特別保護地区の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 台 山 系	吉野郡上北山村大台ヶ原	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 44 年 10 月 31 日まで	2,384 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺	〃	334
5	室 生	宇陀市室生寺周辺	〃	369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺	〃	538
7	二 上 山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村	〃	10,694
9	池 峯・池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺	〃	535
10	鎧・兜 岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩	〃	1,110
11	立 里 荒 神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺	〃	300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山	〃	3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	880
15	金 剛 葛 城	五條市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	4,184
16	前 鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 10 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	1,033
17	旭	吉野郡十津川村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,190
18	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	250
19	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	1,836
20	薊 岳	吉野郡川上村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	124
21	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	1,688 (379)
計 21ヶ所				38,548 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表2-3-2 休猟区の状況

平成26年3月31日現在設定なし

表2-3-3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成26年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280

表2-3-4 鉛散弾規制地域の状況

(平成26年3月31日現在)

名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表2-3-5 特定猟具使用禁止区域(銃)の状況

(平成26年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	大和平野	大和平野部一円	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	48,459
2	津風呂湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランデージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高山ダム	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村高山ダム水面及び 周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈良万葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺50m以内	〃	75
5	重阪牧場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春日台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びその 周辺50m以内	〃	142
7	東海自然歩道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側100m 以内	〃	1,575
8	曾爾高原	曾爾村伊賀見及び亀山周辺	〃	508
9	室生ダム	宇陀市室生、榛原の室生ダム水面及び周遊道路	〃	160
10	天川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二津野ダム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上野地	十津川村上野地周辺	〃	100
13	大宇陀	宇陀市大宇陀西部	〃	2,949
14	布目ダム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	174
15	上津ダム	山添村の上津ダム周辺	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	42
16	西吉野	五條市西吉野町北部	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	3,000

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリークラブゴルフ場及びその周辺	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	420
18	桃 俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	100
19	御 所	御所市古瀬周辺	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 35 年 10 月 31 日まで	37
20	初 瀬 ダ ム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	265
22	桜 井	大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）に接する生田地域	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市菟田野北西部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	441
24	高 取	高取町東部	〃	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道 169 号を結んだ線より南側及び西側	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,570
26	五 條 市	五條市一円	平成 19 年 11 月 1 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで	5,005
27	大 深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧 II 五 條 市	五條市域の牧 II 団地とその周辺	〃	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	151
30	ディアパーク ゴルフクラブ	ディアパークゴルフクラブ	〃	81
31	奈 良 柳 生 カントリークラブ	奈良柳生カントリークラブ及びその周辺	〃	119
32	宇陀カントリー クラブゴルフ場	宇陀カントリークラブゴルフ場及びその周辺	〃	250
33	阿騎野ゴルフ 倶楽部ゴルフ場	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場及びその周辺	〃	190
34	水 泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新 田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝 倉	桜井市朝倉周辺	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	182
37	榛 原	宇陀市榛原萩原周辺	〃	775
38	都 祁	奈良市藺生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	1,390
39	川 上	川上村中奥川上流	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	823
40	大 塔	五條市大塔町殿野	〃	300
41	吉 野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
42	福 住	天理市福住町の一部	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	52
43	三 ケ 谷	山添村三ヶ谷	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	14
44	富 田、戸 毛	御所市富田、戸毛周辺	〃	118
45	神 野 山 東	山添村の神野山周辺	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	226
46	神 野 山 西	奈良市、山添村の神野山周辺	〃	112
47	中 原	五條市大塔町中原	〃	390
48	オークモント ゴルフクラブ	オークモントゴルフクラブ	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	100
49	栗阪、鳥井戸、小殿	御所市栗阪、鳥井戸、小殿周辺	平成 25 年 11 月 1 日から 平成 35 年 10 月 31 日まで	108
		計 49ヶ所		73,764

(注) 現在、特定猟具使用禁止区域は銃にかかるもののみ指定されている。

表 2-3-6 特定希少野生動植物 (12 種)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番 号	名 称 (科 名)
1	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)
2	ナゴヤダルマガエル (アカガエル科)
3	ニッポンバラタナゴ (コイ科)
4	コサナエ (サナエトンボ科)
5	ヒメタイコウチ (タイコウチ科)
6	ヒメイノモトソウ (イノモトソウ科)
7	オオミネイワヘゴ (オシダ科)
8	キレンゲショウマ (ユキノシタ科)
9	カツラギグミ (グミ科)
10	カワゼンゴ (セリ科)
11	ニセツクシアザミ (キク科)
12	ツクシガヤ (イネ科)

※ 番号 1～5 は動物、番号 6～12 は植物

表 2-5-1 県内の文化財の指定件数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分		件 数	備 考	
有形文化財	国 宝	213件		
	重 要 文 化 財	1,442件	国宝を含む	
	県 指 定 有 形 文 化 財	349件		
	小 計	1,791件		
無形文化財	重 要 無 形 文 化 財	2件	個人 2 人	
	県 指 定 無 形 文 化 財	3件		
	小 計	5件		
民俗文化財	有 形	重要有形民俗文化財	5件	
		県指定有形民俗文化財	22件	
		小 計	27件	
	無 形	重要無形民俗文化財	7件	
		県指定無形民俗文化財	36件	
		小 計	43件	
記念物(注)	史 跡	特 別 史 跡	10件	
		史 跡	121件	特別史跡を含む
		県 指 定 史 跡	53件	
		小 計	174件	
	名 勝	特 別 名 勝	3件	
		名 勝	14件	特別名勝を含む
		県 指 定 名 勝	4件	
		小 計	18件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3件	
		天 然 記 念 物	24件	特別天然記念物を含む
		県 指 定 天 然 記 念 物	60件	
		小 計	84件	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	3地区		
重要文化的景観	重 要 文 化 的 景 観	1件		
文化財の保存技術	選 定 保 存 技 術	8件	個人 8 人	
	県 選 定 保 存 技 術	1件	個人 1 人	
	小 計	9件		

(注) 記念物については、同一の物件につき 2 つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ
に 1 件として数えた件数(例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表 2-5-2 国指定文化財の指定件数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	国 宝									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 資 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	64	71	14	71	38	14	3	9	0	213
全 国	218	266	159	128	252	224	60	45	3	1,089
対全国比(%)	29.4	26.7	8.8	55.5	15.1	6.3	5.0	20.0	—	19.6

件名 区分	重 要 文 化 財 (※含 国 宝)									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 資 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	261	374	136	508	230	192	55	50	10	1,442
全 国	2,412	4,629	1,987	2,676	2,439	1,893	749	603	177	12,936
対全国比(%)	10.5	8.1	6.8	19.0	9.4	10.1	7.3	8.3	5.6	11.1

件名 区分	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 天 然 記 念 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 文 化 無 形 財	重 文 化 無 形 財	民 俗 文 化 財	民 俗 文 化 財	重 建 保 存 地 区	重 要 文 化 景 観	選 定 保 存 術	登 録 有 形 文 化 財	
																建 造 物	美 術 工 芸
奈 良 県	10	3	3	16	121	14	24	159	個人2	7	5	3	1	個人8 団体1	201	2	
全 国	61	36	75	172	1,724	378	1,011	3,113	個人110人 団体26団体	286	214	106	43	個人45件 51人 団体29件 31団体	9,423	14	
対全国比(%)	16.4	8.3	4.0	9.3	7.0	4.4	2.4	5.1	—	2.4	2.3	2.8	2.3	—	2.1	14.3	

(注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2-5-3 県指定文化財の指定件数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	有 形 文 化 財									史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 文 化 財	無 文 化 財	有 文 化 財	選 定 保 存 術	計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 資 史 料								
	件数	棟数															
奈 良 県	116	192	40	101	46	13	13	13	7	53	4	60	3	36	22	1	528

表 2-5-4 文化財の保護対策 (平成 25 年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理等に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> (7) 県指定文化財 … 修理保存事業ほか (1) 国指定文化財 … 修理保存事業ほか (2) 文化財防災対策 <ul style="list-style-type: none"> (7) 文化財防災設備整備 (1) 文化財防災設備保守点検及び修理 (3) 史跡地等の保護・調査 <ul style="list-style-type: none"> (7) 史跡地環境整備事業 … 市町村等による環境整備事業に対する補助 (1) 史跡地公有化事業 … 市町村による史跡地買上に対する補助 (ウ) カモシカ食害対策事業 … カモシカ生息状況調査ほか (4) 埋蔵文化財発掘調査 <ul style="list-style-type: none"> (7) 国庫補助事業… 県営ほ場整備に伴う発掘調査ほか (1) 受託発掘調査… 京奈和自動車道ほか
重要文化財保存 修理受託事業	<p>文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が薬師寺他の建造物を修理する。</p>

表3-1-1 明日香風致地区指定状況

(平成26年3月31日現在)

市町村名	面積 (ha)	種別内訳 (ha)					備考
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
檜原市	10.0	—	—	10.0	—	—	
明日香村	2,408.0	125.6	855.4	1,427.0	—	—	村全域を指定
計	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	—	—	

表3-1-2 風致地区における許可基準

(平成26年3月31日現在)

区分 種別	条例による基準							指導要綱による基準	
	建物の 高さ (m)	建ぺい 率 (%)	道路後退 距離 (m)	隣地後退 距離 (m)	緑地率 (%)	森林区域 の緑地率 (%)	切土又は 盛土高さ (m)	宅地割	
								1ha以上の開発地	1ha未満の開発地
第1種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当たり500㎡以上	1宅地当たり500㎡以上
第2種	10	30	2	1	30	50	3	最低200㎡以上 平均300㎡以上	原則として 200㎡以上
第3種	10	40	2	1	20	40	4		
第4種	12	40	2	1	20	40	4		
第5種	15	40	2	1	20	40	4		

表3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数(最近5年間)

(単位:件)

年度	区分	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 採伐	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成21年度		433	88	128	12	1	3	665	337
平成22年度		619	34	24	0	0	5	682	456
平成23年度		432	539	202	14	0	36	1223	373
平成24年度		439	390	230	7	0	28	1094	212

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

(注) 協議: 許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合

通知: 風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表 3-1-4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 25 年度)

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

表 3-1-5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

① 古都保存法による指定 (平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

② 明日香村特別措置法による指定 (平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	第 1 種地区	第 2 種地区	計 (明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表 3-1-6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分		規 制 内 容	
保 存 区 域		届出制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区		許可制	原則として現状保存の規制
明日香村	第 1 種 地 区		
	第 2 種 地 区		

表3-1-7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為許可申請件数（最近5年間）（単位：件）

年度	行為区分		建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	その他	計
	規制区分							
平成21年度	保存区域		2	2	3	0	0	7
	特別保存地区		42	18	43	14	3	120
	明日香第2種地区		17	101	8	4	1	131
平成22年度	保存区域		2	1	1	0	0	4
	特別保存地区		4	20	20	4	0	48
	明日香第2種地区		25	143	7	0	2	177
平成23年度	保存区域		2	3	0	0	0	5
	特別保存地区		38	73	74	20	0	205
	明日香第2種地区		31	108	11	1	2	153
平成24年度	保存区域		6	5	2	0	1	14
	特別保存地区		38	65	29	3	8	143
	明日香第2種地区		20	83	6	0	0	109

※ 平成25年度より許可等事務は市町村へ移譲したため県では把握していない

表3-1-8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績（平成26年3月31日現在）

地区名	件数	面積 (㎡)
春日山	697	2,327,788
平城宮跡	859	944,720
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	30	29,142
唐招提寺	18	13,475
崇神景行天皇陵	142	140,269
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	218	184,874
明日香第2種	401	443,432
計	2,443	4,246,191

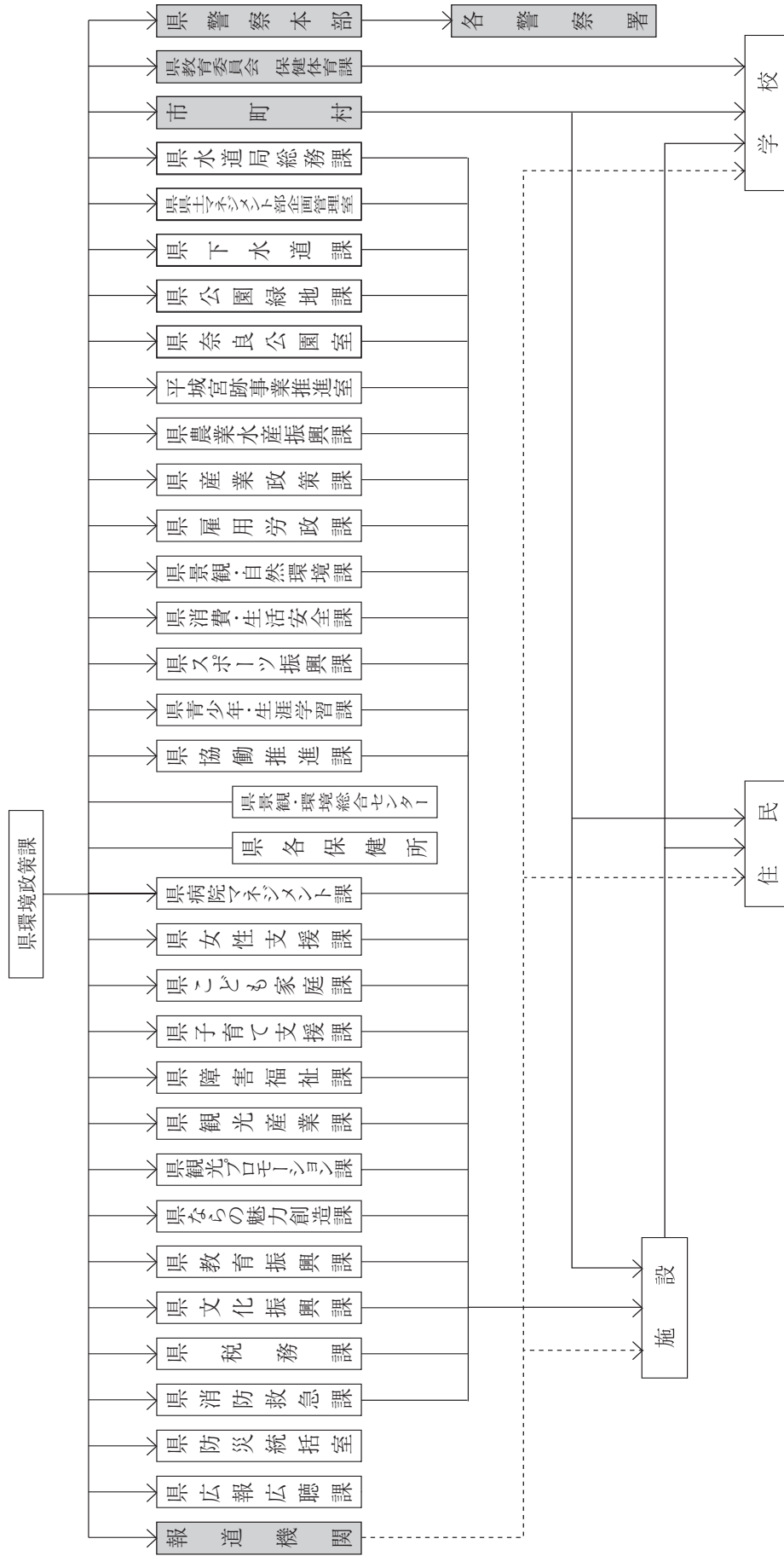
表3-1-9 都市公園の現況

(平成26年3月31日現在)

市町村名	都市計画区域人口(千人)	1人当り公園面積(m ² /人)	住区基幹公園						都市基幹公園						大規模公園						特殊公園						公園		緑道		合計	
			街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園	総合公園	運動公園
合計	1,360	12.60	1,665	233.01	78	142.04	24	126.74	12	169.36	6	84.38	2	558.58	4	29.55	6	4.14	1	8.53	1	46.10	456	307.03	1	0.39	67	3.93	2,323	1,713.78		
奈良市	357	20.59	433	56.35	10	20.54	3	15.65	1	23.20	1	30.08	1	502.38		1	0.16					89	86.60						539	734.96		
大和高田市	69	2.83	11	2.62	6	8.90	1	2.31	1	5.71												40	5.56						19	19.84		
大和郡山	89	7.21	106	10.85			1	4.62	2	33.27	1	9.10																	152	64.14		
天理市	67	5.15	13	2.14	4	7.90	1	7.84																					20	34.51		
橿原市	125	7.04	202	14.01	5	8.77	1	4.10	1	29.37	1	10.20										19	8.60						231	87.99		
桜井市	60	3.64	26	5.77	1	3.80						1	9.32									1	0.29						31	21.82		
五條市	30	38.23	22	9.82	3	5.29	2	5.90	1	16.70												74	75.23						164	114.70		
御所市	29	6.13	13	1.07	2	3.62						1	11.95									4	1.15						20	17.79		
生駒市	121	12.50	211	30.72	12	16.88	3	15.54	2	39.39												110	46.50						343	151.20		
香芝市	78	5.23	98	14.80	4	9.63	1	4.58	1	1.67												47	10.12						151	40.80		
葛城市	37	9.52	53	3.96	9	10.96	2	11.80														1	1.62						65	35.23		
宇陀市	28	16.57	40	7.88	3	4.62	2	15.49	2	16.78																			48	46.39		
平群町	19	7.89	50	6.60	1	1.40	1	7.00																					52	15.00		
三郷町	23	11.94	55	10.00			2	8.31																					78	27.46		
斑鳩町	29	6.50	42	1.75																		21	9.15						46	18.84		
安堵町	8	3.69	6	0.91	1	2.04																							7	2.95		
川西町	9	6.58	31	3.42								(*)	2.50																31	5.92		
三宅町	7	4.27	10	0.99	1	2.00																							11	2.99		
田原本町	33	3.97	79	10.91	1	2.20																							80	13.11		
高取町	7	5.33	1	0.25			1	3.48																					2	3.73		
明日香村	6	83.10	2	0.25	1	3.27																1	46.10	1	0.24				5	49.86		
上牧町	24	2.63	37	5.15	1	1.16																							38	6.31		
王寺町	23	7.43	37	5.24	3	8.19																2	3.66						42	17.09		
広陵町	34	16.81	16	8.30	5	11.86	1	6.51																					28	57.17		
河合町	19	24.41	34	9.92	2	2.18	1	5.76					(*)	26.90								4	1.62						41	46.38		
吉野町	5	22.70	3	0.12								1	11.23																4	11.35		
大淀町	19	30.23	31	9.09	2	5.68			1	3.27												36	39.39						70	57.43		
下市町	5	18.24	3	0.12	1	1.15	1	7.85																					5	9.12		

(*)は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で箇所数は大和郡山市に、(**)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で箇所数は広陵町にカウントしていません。

図3-3-1 光化学スモッグ広報伝達機構（平成26年4月1日現在）



(注) 〓 「防災気象情報システム」による伝達
 —— FAXによる伝達
 ----- 有線放送・掲示等による伝達
 (ただし、県から市町村へは防災ファックスとする。)
 ----- ラジオ・テレビ等その他の方法による伝達

表 3-3-1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成 25 年度)

月 日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
5月14日	1	14:00	北部	生駒局 0.086				
		13:50	中部	天理局 0.089				
		13:50	南部	高田局 0.105				
5月25日	2	14:20	北部	生駒局 0.090				
		14:20	中部	王寺局 0.104				
		14:20	南部	御所局 0.118				
6月4日	3	14:30	北部	生駒局 0.101				
		14:30	中部	王寺局 0.094				
		14:30	南部	高田局 0.082				
8月7日	4	14:25	北部	生駒局 0.083				
		14:25	中部	天理局 0.100				
		14:25	南部	御所局 0.091				

(注) 予報の解除は、午後 5 時としている。

表 3-3-2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発 令 基 準
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、 気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3-3-3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大 和 平 野 北 部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大 和 平 野 中 部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・ 三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大 和 平 野 南 部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表3-3-4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措置事項
予報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをするを指導すること
注意報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをするを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさけ、屋内に入ることを徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づくものであること。

表3-3-5 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断 5時~7時 1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	午後からの活動に備えた判断 5時~12時 1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I (環境基準)	70以下 35以下※1	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準
PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価
※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等
※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値
(注) 平成25年3月の注意喚起運用以降、暫定指針値の日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

表 3-3-6 工場騒音に係る特定施設

施設名		規模又は動力等
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	バンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	といしを用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破碎機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
木材 加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット盤以上、木工用にあつては 2.25 キロワット以上であるもの
	丸のご	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-7 工場騒音に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種 低層住居専用地域・第 1 種中高層 住居専用地域・第 2 種中高層住居 専用地域・風致地区（第 3 種区域 に該当する区域を除く。）・歴史的 風土保存区域	50	45		40
第 2 種区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・ 準住居地域（第 1 種区域に該当す る区域を除く。）・その他の区域	60	50		45
第 3 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業 地域	65	60		50
第 4 種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

（注） 第 2 種から 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別
 養護老人ホームの敷地の 50 m 区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-8 特定建設作業及び規制基準 (騒音)

<p>特定建設作業</p>	<p>(1) くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</p> <p>(4) 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p> <p>(5) コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) または、アスファルトプラント (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>(6) バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p>		
<p>規制基準 (敷地境界線上)</p>	<p>規制値</p>	<p>85 デシベル</p>	
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前7時～午後7時</p>	
	<p>作業時間</p>	<p>1日10時間以内</p>	
	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	
	<p>第2号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前6時～午後10時</p>
		<p>作業時間</p>	<p>1日14時間以内</p>
		<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>
		<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-9 騒音に係る環境基準

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

① 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ A A: 地域指定なし

- A : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
- B : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種住居地域・準住居地域
- C : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

② 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下) によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

関係資料
第 3 部

表 3-3-10 道路交通騒音に係る要請限度

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区域の区分	時間の区分 昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- ※ a 区域…騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・風致地区（第 3 種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域…騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域…騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
 - ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-11 自動車騒音面の評価結果（平成 25 年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価住居戸数	面的評価の結果				
						環境基準達成住居数(%)*3				
						昼夜*2	昼間*2	夜間*2	昼夜不達成*2	
1	奈良市	奈良精華線	奈良市青垣台	奈良市五条町	55	55 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
2			奈良市三条大路5丁目6	奈良市二条大路南5丁目3	42	42 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
3			奈良市二条大路南5丁目3	奈良市二条町2丁目9	87	87 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
4			奈良市二条町2丁目9	奈良市秋篠 新町	450	446 (99.1)	0 (0.0)	3 (0.7)	1 (0.2)	
5			奈良市秋篠 新町	奈良市秋篠町	58	58 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
6			奈良市秋篠町	奈良市神功5丁目2	149	148 (99.3)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	
7			奈良市神功5丁目2	奈良市神功6丁目4	200	199 (99.5)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	
8			奈良市尼辻北町1	奈良市西大寺栄町3	111	111 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
9	大和高田市	一般国道166号	大和高田市大字曾大根	大和高田市東中1丁目2	71	71 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10			大和高田市東中1丁目2	大和高田市磯野南町4	206	206 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
11			大和高田市磯野南町4	大和高田市片塩町12	154	154 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
12			大和高田市片塩町12	大和高田市片塩町11	26	25 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.8)	
13			大和高田市片塩町11	大和高田市旭南町1	91	91 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
14			大和高田市旭南町1	大和高田市旭南町3	13	12 (92.3)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	
15			大和高田市磯野東町1	大和高田市高砂町4	364	300 (82.4)	62 (17.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	
16	大和高田斑鳩線		大和高田市高砂町4	大和高田市北本町10	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
17			大和高田市北本町10	大和高田市大字神楽	512	499 (97.5)	12 (2.3)	0 (0.0)	1 (0.2)	
18	大和郡山市	大和郡山広陵線	大和郡山市紺屋町	大和郡山市筒井町	409	403 (98.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.5)	
19	天理市	一般国道25号	天理市川原城町	天理市岩室町	336	306 (91.1)	16 (4.8)	0 (0.0)	14 (4.2)	
20	橿原市	一般国道24号(側道)	橿原市四条町	橿原市新堂町	175	175 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
21			橿原高取線	橿原市曲川町7丁目13	橿原市雲梯町	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
22	桜井市	一般国道165号	橿原市新堂町	橿原市東坊城町	30	29 (96.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	
23			橿原高取線	橿原市川西町	橿原市川西町	4	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
24			飯塚御陵前停車場線	橿原市四条町	橿原市大久保町	207	207 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
25			桜井市大字吉備	桜井市大字桜井	桜井市大字外山	563	516 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	47 (8.3)
26			桜井市大字桜井	桜井市大字外山	桜井市大字外山	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
27			桜井市大字外山	桜井市大字外山	桜井市大字外山	50	50 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
28			桜井市大字外山	桜井市大字外山	桜井市大字外山	37	37 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
29	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	27	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
30	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	137	137 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
31	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	55	55 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
32	五條市	一般国道24号	五條市居伝町	五條市西河内町	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
33			五條市西河内町	五條市西河内町	4	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
34			五條市西河内町	五條市釜窪町	43	43 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
35	御所市	一般国道24号	御所市大字室	御所市大字東佐味	85	44 (51.8)	36 (42.4)	0 (0.0)	5 (5.9)	
36	生駒市	一般国道168号	生駒市東生駒	生駒市小明町	864	864 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
37			生駒市南田原町	生駒市北田原町	44	43 (97.7)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
38			生駒市壱分町	生駒市有里町	34	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
39			生駒市有里町	生駒市壱分町	159	159 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
40			生駒市壱分町	生駒市壱分町	189	80 (42.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	109 (57.7)	
41			生駒市壱分町	生駒市小瀬町	22	8 (36.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (63.6)	
42			生駒市小瀬町	生駒市壱分町	78	78 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
43	香芝市	西名阪自動車道	香芝市上中	香芝市平野	62	62 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
44			香芝市平野	香芝市田尻	273	273 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
45	葛城市	一般国道165号	葛城市當麻	葛城市加守	64	44 (68.8)	15 (23.4)	0 (0.0)	5 (7.8)	
46	宇陀市	一般国道166号	宇陀市大字陀麻生田	宇陀市大字陀麻生田	9	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
47			宇陀市大字陀麻生田	宇陀市大字陀麻生田	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
48	奈良県	大和高田斑鳩線	北葛城郡河合町西穴闇23-8	北葛城郡河合町西穴闇298	14	12 (85.7)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
49			生駒郡斑鳩町目安3丁目6	生駒郡斑鳩町興留8丁目3	4	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50			生駒郡斑鳩町興留8丁目3	生駒郡斑鳩町興留7丁目1	125	119 (95.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (4.8)	
51		生駒郡斑鳩町興留7丁目1	生駒郡斑鳩町法隆寺南2丁目12	312	292 (93.6)	17 (5.4)	0 (0.0)	3 (1.0)		
52		奈良大和郡山斑鳩線	生駒郡斑鳩町岡本	99	96 (97.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.0)		
53		生駒郡安堵町岡崎	生駒郡安堵町岡崎	3	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
54		西名阪自動車道		生駒郡安堵町岡崎	生駒郡安堵町東安堵	22	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
55	生駒郡安堵町東安堵			生駒郡安堵町笠目	65	65 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
合 計					7,338	6,953 (94.8)	162 (2.2)	5 (0.1)	218 (0.0)	

(注)

- *1 町については、奈良県が測定・評価
- *2 昼間:午前6時から午後10時までの間、夜間:午後10時から翌日の6時までの間
- *3 環境基準達成住居戸数 / 評価住居戸数×100(%) (小数点第2以下四捨五入)

表 3-3-12 環境騒音測定結果表 (市町村測定分)
一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	鳥見町4丁目	H25.11.26	A	46	40	○	○	○
2	201	2	奈良市	学園大和町6丁目	H25.11.26	A	48	40	○	○	○
3	201	3	奈良市	六条2丁目	H25.11.26	A	46	39	○	○	○
4	201	4	奈良市	西登美ヶ丘7丁目	H25.11.26	A	45	42	○	○	○
5	201	5	奈良市	東登美ヶ丘1丁目	H25.11.26	A	45	37	○	○	○
6	201	6	奈良市	右京3丁目	H25.11.26	A	47	37	○	○	○
7	201	7	奈良市	南京終町5丁目	H25.11.26	C	47	42	○	○	○
8	201	8	奈良市	西九条町2丁目	H25.11.26	B	49	41	○	○	○
9	201	9	奈良市	四条大路3丁目	H25.11.26	A	46	36	○	○	○
10	201	10	奈良市	法蓮町	H25.12.5	A	45	41	○	○	○
11	201	11	奈良市	南永井町	H25.11.26	B	43	38	○	○	○
12	201	12	奈良市	南紀寺町2丁目	H25.11.26	A	47	38	○	○	○
13	201	13	奈良市	あやめ池南3丁目	H25.11.26	B	44	35	○	○	○
14	201	14	奈良市	西大寺南町	H25.12.5	C	50	43	○	○	○
15	201	15	奈良市	奈良阪町	H25.12.5	B	46	39	○	○	○
16	201	16	奈良市	芝辻町4丁目	H25.11.26	C	52	47	○	○	○
17	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H25.11.26	C	45	44	○	○	○
18	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H25.11.26	B	41	35	○	○	○
19	203	3	大和郡山市	柳四丁目25	H25.11.26	C	47	38	○	○	○
20	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H25.11.26	A	41	31	○	○	○
21	203	5	大和郡山市	新町741-1	H25.11.26	B	49	32	○	○	○
22	203	6	大和郡山市	小泉町1678-1	H25.11.26	A	45	37	○	○	○
23	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H25.11.26	C	55	44	○	○	○
24	203	8	大和郡山市	今国府町764	H25.11.26	C	47	41	○	○	○
25	203	9	大和郡山市	筒井町957-3	H25.11.26	C	62	57	○	×	×
26	203	10	大和郡山市	柏木町127	H25.11.26	B	49	55	○	×	×
27	204	1	天理市	川原城町 神明神社付近	H25.11.5	C	46	36	○	○	○
28	204	2	天理市	三島町 三島公会堂付近	H25.11.5	A	50	38	○	○	○
29	204	3	天理市	石上町 石上児童館	H25.11.5	C	48	43	○	○	○
30	204	4	天理市	勾田町 天理教玉島詰所付近	H25.11.5	C	55	51	○	×	×
31	204	5	天理市	中町 中町会館	H25.11.5	C	42	42	○	○	○
32	204	6	天理市	嘉幡町 二階堂公民館	H25.11.5	C	47	43	○	○	○
33	204	7	天理市	二階堂上ノ庄町 西中学校西側	H25.11.5	C	42	42	○	○	○
34	204	8	天理市	杉本町 おやさと19号館北側広場	H25.11.5	A	41	36	○	○	○
35	204	9	天理市	田井庄町 児童公園付近	H25.11.5	C	49	40	○	○	○
36	204	10	天理市	西長柄町 長柄第二街区公園	H25.11.5	B	51	37	○	○	○
37	204	11	天理市	西長柄町 天理銘木センター西側	H25.11.5	C	54	43	○	○	○
38	204	12	天理市	櫛本町 白川台公園	H25.11.5	C	41	44	○	○	○
39	204	13	天理市	櫛本町 櫛本公民館	H25.11.5	B	41	41	○	○	○
40	204	14	天理市	柳本町 板通公民館付近	H25.11.5	B	40	34	○	○	○

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
41	204	15	天理市	遠田町 ふるさと園付近	H25.11.5	B	47	37	○	○	○
42	205	1	橿原市	白樺町2-6 阿弥陀児童公園横	H25.12.16	A	43	34	○	○	○
43	205	2	橿原市	川西町74 県営橿原団地中央集会所前	H25.12.16	A	41	33	○	○	○
44	205	3	橿原市	上飛騨町57 日高山団地内	H25.12.16	B	42	37	○	○	○
45	205	4	橿原市	畝傍町9-1 市保健福祉センター前	H25.12.16	C	49	35	○	○	○
46	205	5	橿原市	久米町860 県営橿原野球場南側	H25.12.16	C	49	40	○	○	○
47	205	6	橿原市	法花寺町537-13 緑ヶ丘住宅内公園	H25.12.16	C	46	42	○	○	○
48	205	7	橿原市	十市町650 箱塚荘園内	H25.12.16	C	41	38	○	○	○
49	206	1	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	42	42	-	-	-
50	206	2	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	48	44	-	-	-
51	206	3	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	49	43	-	-	-
52	206	4	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	44	39	-	-	-
53	206	5	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	48	44	-	-	-
54	206	6	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	44	37	-	-	-
55	206	7	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	54	45	-	-	-
56	206	8	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	50	41	-	-	-
57	206	9	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H25.11.6	-	41	36	-	-	-
58	206	10	桜井市	大字下り尾819 (最終処分場)	H25.11.6	-	39	41	-	-	-
59	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園	H26.1.16	A	43	36	○	○	○
60	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H26.1.16	B	46	38	○	○	○
61	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ	H26.1.16	C	46	40	○	○	○
62	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H26.1.16	A	40	33	○	○	○
63	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H26.1.16	A	40	35	○	○	○
64	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H26.1.22	A	39	33	○	○	○
65	209	7	生駒市	俵口町 長福寺南東駐車場	H26.1.22	B	43	37	○	○	○
66	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H26.1.22	A	44	37	○	○	○
67	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校南側	H26.1.22	A	43	36	○	○	○
68	209	10	生駒市	元町1丁目 生駒市コミュニティーセンター付近	H26.1.22	C	46	38	○	○	○
69	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H26.1.27	B	45	40	○	○	○
70	209	12	生駒市	中菜畑1丁目 中菜畑第1公園	H26.1.27	B	44	36	○	○	○
71	209	13	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園	H26.1.27	A	43	35	○	○	○
72	209	14	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第1公園	H26.1.22	A	39	31	○	○	○
73	209	15	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H26.1.27	A	38	34	○	○	○
74	209	16	生駒市	壺分町 晴光台集会所北側	H26.1.27	B	40	39	○	○	○
75	209	17	生駒市	萩原町 生駒南中学校北側付近	H26.1.27	B	50	43	○	○	○
76	209	18	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園南側	H26.1.27	A	44	36	○	○	○
77	210	1	香芝市	香芝市	H25.11.28	B	47	42	○	○	○
78	210	2	香芝市	鎌田438-1 鎌田墓地・公園	H25.11.28	A	47	37	○	○	○
79	210	3	香芝市	別所967 別所公民館前	H25.11.28	B	47	37	○	○	○
80	210	4	香芝市	白鳳台1丁目14 白鳳台集会所	H25.11.28	A	49	44	○	○	○

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
81	210	5	香芝市	旭ヶ丘2丁目5 旭ヶ丘近隣公園	H25.11.28	A	54	44	○	○	○
82	210	6	香芝市	関屋北6丁目6 せきや青葉台会館	H25.11.28	-	51	39	-	-	-
83	210	7	香芝市	高山台3丁目14 郡ヶ池近隣公園駐車場前	H25.11.28	A	46	44	○	○	○
84	210	8	香芝市	逢坂1丁目374-1 香芝市総合福祉センター	H25.11.28	B	48	38	○	○	○
85	211	1	葛城市	東室118-3	H26.3.7	B	54	52	○	×	×
86	211	2	葛城市	柿本46-6	H26.3.7	C	50	48	○	○	×
87	211	3	葛城市	北花内676-2	H26.3.7	C	48	53	○	×	×
88	211	4	葛城市	新町347-2	H26.3.7	C	49	49	○	○	○
89	211	5	葛城市	忍海252-2	H26.3.7	B	52	48	○	×	×
90	211	6	葛城市	大屋211-1	H26.3.7	A	44	39	○	○	○
91	211	7	葛城市	長尾199-20	H26.3.7	A	47	42	○	○	○
92	211	8	葛城市	當麻1388-3	H26.3.7	-	43	33	-	-	-
93	212	1	宇陀市	大宇陀小附1184 (カンデ山公園)	H25.12.3	C	41	38	○	○	○
94	212	2	宇陀市	大宇陀下竹171-40 (山田米穀店付近)	H25.12.3	C	53	44	○	○	○
95	212	3	宇陀市	大宇陀下出口2263 (センター松山)	H25.12.3	B	44	42	○	○	○
96	212	4	宇陀市	大宇陀拾生1871-1 (福祉会館)	H25.12.3	B	52	50	○	○	○
97	212	5	宇陀市	菟田野古市場1263 (菟田野保育所)	H25.12.2	C	48	40	○	○	○
98	212	6	宇陀市	菟田野岩崎 (オンジ山児童公園)	H25.12.2	B	41	40	○	○	○
99	212	7	宇陀市	榛原篠楽 (白樺台公園)	H25.12.4	C	42	35	○	○	○
100	212	8	宇陀市	榛原ひのき坂 (ひのき坂古墳公園)	H25.12.4	A	46	35	○	○	○
101	212	9	宇陀市	榛原天満台西 (大和富士ホール)	H25.12.4	A	50	43	○	○	○
102	212	10	宇陀市	高萩台 (近鉄榛原駅北)	H25.12.4	C	46	44	○	○	○
103	361	1	川西町	川西町結崎30-5 フレックスパーク	H26.1.16	A	45	38	○	○	○
104	361	2	川西町	川西町結崎598-1 出屋敷公園	H26.1.16	B	50	45	○	○	○
105	361	3	川西町	川西町結崎1598-1先	H26.1.16	C	54	48	○	○	○
106	362	1	三宅町	石見99-1 石見第2児童公園	H25.11.20	B	48	44	○	×	×
107	362	2	三宅町	屏風44-41 第2東屏風児童公園	H25.11.20	A	37	45	○	×	×
108	362	3	三宅町	伴堂520	H25.11.20	B	41	43	○	○	○
109	427	1	河合町	高塚台2-21 (高塚台第3公園)	H25.12.5	A	52	50	○	×	×
110	427	2	河合町	高塚台2-39-1	H25.12.5	C	53	51	○	×	×
111	427	3	河合町	高塚台1-8-3 (まほろばホール)	H25.12.5	A	57	54	×	○	×
112	427	4	河合町	星和台1-2-17	H25.12.5	C	54	50	○	○	○
113	443	1	下市町	大字下市235	H25.10.7	C	47	39	○	○	○
114	443	2	下市町	大字新住825-1	H25.10.7	A	44	42	○	○	○
115	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H25.10.7	B	47	38	○	○	○

表3-3-13 環境騒音測定結果表(市町村測定分)

道路に面する地域

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等						昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	中町	H25.11.26	一般国道308号線	4	A	1	63	54	○	○	○
2	201	2	奈良市	押熊町	H25.11.26	奈良精華線	4	B	1	67	61	○	○	○
3	201	3	奈良市	神功5丁目2	H25.11.26	奈良精華線	4	B	1	66	60	○	○	○
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H25.11.26	国道24号	4	-	1	68	67	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	下三橋町	H25.11.26	国道24号	4	C	1	70	67	○	○	○
6	203	3	大和郡山市	藤原町	H25.11.26	県道奈良・大和郡山・斑鳩	2	B	1	67	62	○	○	○
7	205	1	橿原市	雲梯町	H25.12.16	国道24号	2	B	1	68	62	○	○	○
8	205	2	橿原市	川西町	H25.12.16	橿原高取線	2	-	1	69	63	-	-	-
9	205	3	橿原市	大久保町	H25.12.16	畝傍御陵前停車場線	2	-	1	66	59	-	-	-
10	208	1	御所市	五百家	H26.1.15	一般国道24号	2	B	1	71	69	×	×	×
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目(鹿ノ台北2丁目バス停)	H26.1.16	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	59	54	○	○	○
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H26.1.16	市道高山北田原線	1	B	0	63	50	○	○	○
13	209	3	生駒市	北田原町(北田原町東交差点)	H26.1.22	国道163号	2	C	1	73	71	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H26.1.16	市道押熊真弓線	2	A	0	65	57	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H26.1.16	市道真弓芝線	2	A	0	67	55	×	○	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H26.1.16	市道奈良坂南田原線	2	A	0	68	63	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H26.1.16	市道奈良坂南田原線	2	A	0	68	63	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H26.1.16	市道西村線	2	A	0	66	59	×	×	×
19	209	9	生駒市	生駒台南(生駒台東口バス停)	H26.1.22	市道俵口上線	2	A	0	65	59	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町(マンションエルンストン生駒前)	H26.1.22	県道奈良生駒線	4	B	1	74	70	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町(図書館前)	H26.1.22	国道168号	4	C	1	69	62	○	○	○
22	209	12	生駒市	谷田町(生駒郵便局前)	H26.1.22	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	67	61	○	○	○
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目(東生駒北第1公園)	H26.1.27	市道大谷線	2	A	0	69	63	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目(生駒市消防団機動第一分団前)	H26.1.22	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	61	53	○	○	○
25	209	15	生駒市	中菜畑2丁目	H26.1.27	国道168号(壱分バイパス)	4	B	1	67	61	○	○	○
26	209	16	生駒市	東生駒1丁目(木幸スポーツ生駒前)	H26.1.27	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	68	64	○	○	○
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目(さつき台南集会所前)	H26.1.27	市道菜畑壱分線	2	A	0	66	60	×	×	×
28	209	18	生駒市	萩の台3丁目(萩の台駐在所付近)	H26.1.27	市道壱分乙田線	2	A	0	65	58	×	×	×
29	210	1	香芝市	五位堂2350 五位堂駅北側ロータリー	H25.11.28	真美ヶ丘幹線	2	C	0	61	59	○	○	○
30	210	2	香芝市	真美ヶ丘6丁目4 香芝高校交差点	H25.11.28	中和幹線	4	A	1	66	62	○	○	○
31	210	3	香芝市	旭ヶ丘1丁目31 旭ヶ丘団地東入口交差点	H25.11.28	国道168号線	2	C	1	65	60	○	○	○
32	210	4	香芝市	穴虫98-1 奈良中央信用金庫前交差点	H25.11.28	中和幹線	4	B	1	64	62	○	○	○
33	210	5	香芝市	下田西1丁目1450 下田交差点	H25.11.28	国道168・165号線	2	C	1	62	52	○	○	○
34	211	1	葛城市	加守964-1 ショップ二見山前	H25.12.3	一般国道165号	2	-	1	71	68	-	-	-
35	212	1	宇陀市	大宇陀麻生田583-1	H26.2.27	一般国道166号線	2	-	1	69	63	-	-	-
36	361	1	川西町	結崎830-49 先	H26.1.16	県道・天理王寺線	2	A	1	65	58	○	○	○
37	427	1	河合町	河合町大字西穴闇88-8	H25.12.5	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	61	59	○	○	○

※近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表 3-3-14 工場振動に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 能 力 等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉤物用	破 碎 機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩 碎 機	
	ふ る い	
	分 級 機	
織 機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-15 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	昼間 （午前 8 時～ 午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～ 翌日午前 8 時）
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域		60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域		65	60

（注） 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。
 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。
 なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-16 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) プレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）		
規制基準 （敷地境界線上）	振動レベル （敷地境界）	75 デシベル	
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
	作業時間帯	午前 7 時～ 午後 7 時	午前 6 時～ 午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日		

（注） 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3-3-7 のとおり。
 なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-17 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第2種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成8年4月1日から変更した。

表 3-3-18 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域
--

(2) 規制基準

① 敷地境界線(法第4条第1項第1号の規制基準)

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。
 2 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
 3 順応地域とは、2及び4に規定する地域以外の地域をいう。
 4 その他の地域とは、2に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。